

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	74 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	47 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和51年7月から同年9月まで
③ 昭和52年4月から同年6月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、A市に住んでいた期間のうち、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされている。保険料の納付方法及び納付場所については、納付記録がある期間を含めて明確には覚えていないが、それぞれ前後の期間の保険料を納付しているのに、申立期間だけ納付しないはずがない。

申立期間が未納とされていることは納得できないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、保険料の納付方法等については明確に覚えていないが、それぞれの申立期間前後の期間の保険料を納付しているのに、申立期間①、②及び③の保険料のみを納付しないはずがないと申し立てている。

オンライン記録によると、申立人は、国民年金に加入していた昭和50年2月から54年11月までの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、それぞれの申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立期間に係る保険料納付はいずれも納付書方式であったところ、申立人の特殊台帳によると、申立人は申立期間③直前の昭和52年1月から同年3月までの3か月間について、同年5月に過年度納付していることが確認でき

ることから、申立人は納付書が発行されれば納付していたことがうかがえる上、特に、申立期間③は当該過年度納付を行った時期であり、手元に申立期間③の現年度納付書がありながら、納付しないまま放置するとは考え難い。

さらに、申立期間の合計は9か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月

私は、平成 21 年 7 月ごろにねんきん定期便を見て、申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納となっていることに気づき、社会保険事務所(当時)において相談した。

その結果、平成 21 年 8 月に申立期間の保険料の納付が確認できたと回答をもらったが、納付記録が回復したのは、定額保険料だけであり、申立期間の付加保険料については、未納のままであった。

申立期間の付加保険料も一緒に納付していたのに、付加保険料だけ未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 11 月の国民年金任意加入時から付加保険料の申し出を行い、高齢任意加入期間を含めた 65 歳到達時までの間、申立期間を除き、付加保険料を含めた国民年金保険を完納しており、申立人の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は 1 か月と短期間である。

さらに、申立期間の定額保険料は、申立人の陳述どおり、平成 21 年 8 月 3 日付けで未納から納付に記録が訂正されており、申立期間当時、行政機関に何らかの事務的過誤があったことがうかがえるところ、納付意識の高い申立人が、付加保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 3996

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月

私は、昭和50年7月ごろに国民年金の任意加入手続をして、集金人に国民年金保険料を納付していた。

その後、私が仕事を始めて自宅を留守にするため、銀行口座から保険料を口座引き落としで納付するように市役所で変更手続をした。

私は、国民年金加入後、きちんと保険料を納めてきたのに、申請期間の1か月だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月に国民年金に任意加入後、60歳に到達するまでの間、申立期間を除き、厚生年金保険被保険者期間（重複納付の昭和52年5月及び同年6月の国民年金保険料については、平成15年3月に還付済み。）を含んで国民年金保険料を完納しており、申立人の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間である。

さらに、申立人に係る国民年金記録をみると、A市の国民年金被保険者台帳の昭和52年度の勸奨欄に、「53.5.29」との押印が確認でき、申立期間の保険料について、昭和53年5月29日付けで納付勸奨が行われたことが確認され、年度経過後に、当該年度の未納保険料の納付催告を受ければ、納付意識の高い申立人は申立期間の保険料を過年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 3997

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月

私は、昭和44年ごろ、集金人が自宅に来て国民年金に加入するように勧められたため、その集金人を通じて、国民年金の任意加入手続をした。

私は、加入手続の際、国民年金手帳を受領して、国民年金保険料を集金人に納付し、その後も同じ集金人に保険料を納付していた。

それにもかかわらず、国民年金に加入した昭和44年3月の保険料だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月3日付けで国民年金の任意加入手続を行った後、申立期間の同年3月を除き、65歳到達時まで高齢任意加入期間を含めて保険料を完納しているなど申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は国民年金の任意加入手続を行った当月の1か月のみであるところ、納付意識の高い申立人が加入手続のみを行い、保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、A市の広報誌を見ると、申立期間当時、同市では集金人による保険料の個別徴収が行われていたことが確認でき、申立人の陳述と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

A市役所で国民年金加入手続を行って以来、A市に住んでいる期間は、同市役所又はB銀行C支店で国民年金保険料を納付してきた。

昭和53年に、D市に引っ越してからは、保険料を同市E支所で納付した。申立期間の保険料は4,500円又は5,500円であったと記憶している。納付書の色は白又は青で、その大きさは10センチ×20センチぐらいであった。

ずっと妻と一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をD市E支所で妻と一緒に夫婦二人分を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付に関する状況をみると、オンライン記録から、昭和43年4月から平成8年9月までの保険料は申立期間を除き納付済みとされていることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。また、申立人は昭和57年度に社会保険事務所（当時）より申立期間の保険料にかかる催告を受けていることが特殊台帳より確認できるが、同様に催告を受けた申立期間以外の保険料は過年度納付しており、申立人は催告を受ければ的確に納付していたものと考えられ、申立期間の保険料についても、過年度納付していたものとみるのが自然である。

また、申立期間当時、D市E支所では職員が行政サービスの一環として市民から保険料を預かり、本庁又は銀行で納付していたと説明しており、同支所で保険料を納付したとする申立人の陳述と符合する。

さらに、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立期間当時の保険料は4,500円であり、保険料は4,500円又は5,500円とする申立人の陳述とおおむね一致する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から57年3月まで

A市役所で国民年金加入手続を行って以来、A市に住んでいる期間は、同市役所又はB銀行C支店で国民年金保険料を納付してきた。

昭和53年に、D市に引っ越してからは、保険料を同市E支所で納付した。申立期間の保険料は4,500円又は5,500円であったと記憶している。納付書の色は白又は青で、その大きさは10センチ×20センチぐらいであった。

ずっと夫と一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をD市E支所で夫と一緒に夫婦二人分を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付に関する状況をみると、オンライン記録から、昭和43年4月から平成6年9月までの保険料は申立期間を除き納付済みとされていることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。また、申立人は昭和57年度に社会保険事務所（当時）より申立期間の保険料にかかる催告を受けていることが特殊台帳より確認できるが、同様に催告を受けた申立期間以外の保険料は過年度納付しており、申立人は催告を受ければ的確に納付していたものと考えられ、申立期間の保険料についても、過年度納付していたものとみるのが自然である。

また、申立期間当時、D市E支所では職員が行政サービスの一環として市民から保険料を預かり、本庁又は銀行で納付していたと説明しており、同支所で保険料を納付したとする申立人の陳述と符合する。

さらに、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立期間当時の保険料は4,500円であり、保険料は4,500円又は5,500円とする申立人の陳述とおおむね一致する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私の夫は、A市に転居し店を開業した。私はバスに乗ってB出張所へ国民年金の加入手続に行った記憶が有る。それ以降、私が夫婦二人分の保険料と一緒に集金人に納めてきた。しかし、申立期間について、夫の記録は納付済みとされているのに、私の記録は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、申立期間後の国民年金加入期間325か月間（高齢任意加入期間11か月間を除く。）の保険料は納付済みであることが、オンライン記録から確認でき、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、前後の被保険者の納付記録から、昭和41年1月から同年3月までごろに夫婦連番で払い出されたものと推定できることから、払出時点では、申立期間の保険料は現年度納付が可能であった。

さらに、申立期間は12か月と短期間であるほか、申立人の夫の納付記録をみると、申立期間について保険料を現年度納付していることが、オンライン記録から確認できる。

加えて、申立人及びその夫に係る市の被保険者名簿を見ると、納付日の記録がある昭和46年度から48年度までの保険料は兩人共に同一日の納付であることが確認でき、夫婦二人分の保険料と一緒に納めてきたとする陳述と符合する。

以上のことを踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立期間については、夫と同様に保険料を現年度納付していたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和59年7月から同年12月まで
③ 昭和61年2月から同年9月まで

私は、昭和35年1月に結婚し、夫婦で義父と一緒に自宅兼店舗で店を営んでいた。夫婦の国民年金の加入手続は義父が行い、夫婦二人分の保険料についても、義父が自宅兼店舗に来る集金人に納付していたのを覚えている。

昭和42年*月に義父が亡くなってからは、夫が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、義父が夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を自宅兼店舗に来る集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和36年6月26日に連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間①の保険料は、集金人に納付が可能であった現年度保険料である。

また、申立人及びその夫の納付記録をみると、国民年金制度が発足した昭和36年4月から義父が亡くなったとする42年*月まで申立期間①を除き、保険料を完納していることから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする義父の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①は6か月と短期間である上、その前後は保険料を納付済

みであることなどを踏まえると、納付意識の高い義父が、申立期間①の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、当時における夫婦二人分の保険料は、申立人の夫が納付してくれていたと申し立てているところ、保険料と一緒に納付していたとする夫は昭和 63 年*月に死亡しているため、具体的な納付状況は不明であるほか、申立期間②及び③に係る保険料は夫も未納となっている。

また、申立期間②及び③は合計 1 年 2 か月に及び、これだけの期間にわたり夫婦の納付記録が同時に欠落することは考え難い上、申立人は、この当時、家業の A 店の経営が苦しかった時期であったと陳述している。

さらに、申立人のオンライン記録をみると、申立人の夫が死亡した後の昭和 63 年 11 月 25 日に、申立人に係る 60 年 1 月から同年 11 月までの厚生年金保険の被保険者期間が判明したことにより、既に納付済期間であった同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が重複納付となり、その一部を、重複納付が判明した時点で時効にかからず充当が可能であった申立期間③直後の 61 年 10 月及び同年 11 月の保険料に充当し、残りの 6,020 円を還付したことが確認できる上、充当期間直後の同年 12 月から免除期間直前の 63 年 3 月までの保険料については、夫の死亡後に数回に分けて、時効が完成する直前に過年度納付していることが確認できることなどを踏まえると、これらの過年度保険料は、申立人自身が納付したものとみるのが相当であり、申立期間②及び③の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 4002

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月まで

私は、当時、公私にわたり多忙な時期であったので、納付書の紛失及び保険料の納付漏れがあったことは知っている。しかし、督促を受けて何度か社会保険事務所（当時）に出向き、その場できっちり保険料を納付してきた。

区役所で 3 か月ごとに納付した保険料は納付記録があるのに、社会保険事務所で納付した保険料だけが未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と短期間である上、申立人の所持する昭和 62 年分及び 63 年分の確定申告書(控)に記載された国民年金保険料の控除額は、当時の保険料額と一致している。

また、申立人は、昭和 38 年 4 月以降、60 歳期間満了までの約 35 年間、申立期間を除き、保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人のオンライン記録をみると、申立てどおり、申立期間後に数回にわたり保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の未納解消の努力がうかがえる。一方で、その内の 2 回は、申立期間前後の現年度による納付済期間に対し、保険料を重複して過年度納付させた上で、充当及び還付処理が行われていることなどを踏まえると、この当時、社会保険事務所における申立人の記録管理に不手際があった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年2月まで

私は、友人から会社員の妻も国民年金に任意加入できると聞いていたが、自宅から区役所まで遠く、その場所も分からなかったので加入せずにした。

その後、区役所に近いところへ転居し、長男の出産を間近に、大きなお腹を抱えて区役所へ行き、国民年金の加入手続を行ったように思う。

加入当初は、しばらく自宅に集金人が来なかったもので、集金人が来るようになるまで、漠然としてではあるが区役所で保険料を納付した記憶があり、いつのころかよく覚えていないが、郵便局で保険料を納付した記憶もある。

私は、待ち望んで国民年金に任意加入したのに、加入当初の1年間も納付しなかったとは思えない。もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間直後の昭和45年3月以降の欄に、保険料を印紙納付したことを示す検認印が認められるが、申立期間を含む同年2月以前の欄には、すべて「不要」のゴム印が押されており、これを見る限り、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

しかしながら、上記年金手帳の資格取得欄を見ると、当初、昭和45年3月10日と記載されていた申立人の任意加入被保険者の資格取得日を、申立人の特殊台帳及びオンライン記録と同じ44年3月11日と書き替えられた上、明らかに行政のものとみられる「訂正」印が押されていることが確認できることを踏まえると、行政側において、申立期間における保険料の納付が確認されるなど、資格取得日をさかのぼって記録訂正しなければならない何らかの事情が生じたことがうかがえる。

また、申立人は、長男の出産を間近に、大きなお腹を抱えて区役所へ行き、国民年金の加入手続を行ったように思うと申し立てしているところ、長男は、昭和44年*月*日に出生していることから、記録訂正後の資格取得日である同年3月11日に、申立人の任意加入手続が行われたものとみるのが自然である。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間後60歳期間満了まで保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

昭和36年から国民年金への加入が強制だということを知り、37年に区役所で夫と二人分の加入手続をした。

国民年金保険料については、私が区役所に行き、常に夫婦二人分を納付していた。

申立期間の保険料について、一緒に夫婦二人分を納付していた夫は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、自分が区役所で夫婦二人分を納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和37年1月10日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする夫の納付記録をみると、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続以降、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがわれ、12か月と短期間である申立期間の保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立人の夫のオンライン記録をみると、申立期間に当たる昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、当初未納とされていたが、平成4年3月13日に納付済期間に記録訂正されているなど、記録管理に事務的過誤が見受けられることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料納付記録についても何らかの事務的過誤があった可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和34年7月18日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月18日から同年8月1日まで

私は、昭和29年3月から63年3月末までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、34年7月18日から同年8月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間は、A社C支店開設準備委員として、同社C支店予定地の近くにあった開設準備室に勤務しており、昭和34年8月1日の同社C支店開設に伴い同支店に異動となった。

申立期間においてA社に勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る在職証明書（人事記録）、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年7月18日にA社D支店から同社C支店開設準備委員（A社本店に所属し、厚生年金保険は同社本店で適用される。）に異動、同年8月1日に同社C支店開設準備委員から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和34年6月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が残っておらず不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年11月1日に、資格取得日に係る記録を27年5月15日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和27年5月15日から同年6月2日まで

社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は同社B支店から同社C支店へ転勤した時期であり、申立期間②は、同社C支店が廃止され、同社B支店D出張所に変更された時期である。いずれの期間もA社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間①及び②もA社に継続して勤務し(昭和26年11月1日にA社B支店から同社C支店に異動、27年5月15日に同社C支店から同社B支店(D出張所)に異動)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年9月の社会保険事務所の記録から8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社B支店における27年6月の社会保険事務所の

記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和 26 年 10 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和 27 年 6 月 2 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場(現在は、C社D事業所)における資格取得日に係る記録を昭和27年3月15日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月15日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は同社本店からB工場へ転勤となり、約2週間後に本店に戻った時期と重なるが、昭和26年2月の入社以来、62年4月に定年退職するまで同社に継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社提出の在籍証明書、雇用保険の記録及び申立人提出の給与明細書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和27年3月15日にA社本店から同社B工場に異動、同年4月1日に同社B工場から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立期間に係る資格の取得及び喪失の届出を行わなかったと考えられるとしている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取

得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年9月1日）及び資格取得日（昭和32年5月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から32年5月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間についての加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間当時、転勤はしておらず申立期間前後において給与、身分及び業務内容において特に変化は無かったのに、空白期間が生じているのは納得がいかない。

申立期間を含め継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社C支店において昭和25年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、30年9月1日に資格を喪失後、32年5月15日に同社において資格を再取得しており、30年9月1日から32年5月15日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の陳述、申立人提出の昭和55年1月23日付けの永年勤続30年表彰状及びB社発行の退職金支払明細計算書により（入社日昭和25年1月23日、退職日平成3年4月30日）、申立人は、申立期間を含めA社C支店に勤務していたと認められる。

また、複数の同僚からは、「申立人とは、A社C支店の同じE部門に所属し同質の業務に従事していた。申立期間前後において申立人の給与体系、身分及び業務内容に特に変化は無かったはずであり、申立人の加入記録に空白期間が生じているのであれば、当時の事務担当者の過誤以外に考えられない」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人提出のA社従業員組合の給与調査書によると、申立期間中も申立人に継続して給与が支払われていることが確認できる。

加えて、上記複数の同僚及び当該A社従業員組合の給与調査書に氏名が記載されている同僚には、申立期間当時、A社における厚生年金保険加入記録に空白期間は生じていない。

また、B社の事業主からは、「当時の資料は保存されていないが、申立期間については、申立人は継続して勤務していたので、何らかの事情により加入記録が欠落したものと考えられる」旨の回答も得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主による申立人に係る保険料の納付義務の履行については、A社B支店は昭和42年1月に適用事業所ではなくなっているほか、B社においても、申立期間当時の資料が保存されていない上、当時の事業主も既に亡くなっているため、これを明らかとすることはできないものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年9月から32年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成18年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年9月1日から同年12月1日まで

平成18年9月から同年11月までの社会保険事務所(当時)に記録されている標準報酬月額は22万円となっているが、当時の源泉徴収票・住民税異動届及び2006年度海外勤務給与通知書では標準報酬月額30万円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の源泉徴収票・住民税異動届、賃金台帳及び2006年度海外勤務給与通知書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成18年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により申立期間について、社会保険事務所の記録どおりに届け出たことを認めていることから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から同年3月1日まで

私は、兄と一緒にA職として叔父の個人事業所であるB社で勤務していた。その後、同社は実父が経営していた同一名称のC社(個人事業所)と合併し、法人のD社(社長は叔父)となったが、昭和52年5月10日に退職するまで、申立期間も含めて継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた叔父経営のB社が適用事業所ではなくなった昭和36年2月1日から同社がD社として法人化し、新たに適用事業所となった同年3月1日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及び複数の同僚から「申立期間中も変わらず勤務していた」旨の陳述が得られたことなどから、申立人が申立期間中もB社に勤務していたことが認められる。

また、商業登記簿によると、D社の会社成立日は昭和36年2月14日となっており、申立人及び同僚は、「いずれも法人化に伴って勤務実態に変更は無かったし、厚生年金保険料はずっと継続して控除されていた」旨陳述している。

さらに、当該事業所からの「適用事業所全喪届」の社会保険事務所(当時)における受付日は昭和36年3月15日で、同年4月1日になって同年2月1日にさかのぼって適用事業所に該当しなくなったとの処理をしており、少なくとも

も申立期間中は同社において被保険者であったことがうかがわれる一方、D社が新規に適用事業所となった日は同年3月1日となっており、その手続日は不明ながら、同社の新規適用日に資格を取得している者の厚生年金保険記号番号の払出日から、当該事業所の「適用事業所全喪届」及び同社の新規適用届の提出は同時期に行われていたものと推定される。

これらの事実を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、勤務先であるB社が適用事業所でなくなった昭和36年2月1日に在職していた申立人を含む5人の従業員はいずれも、その後の申立期間中も引き続き当該事業所で勤務していたことが、これら同僚の陳述から認められることから、当該事業所は申立期間中も事業を継続し、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和38年2月1日からは、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年8月1日）及び資格取得日（昭和35年1月5日）を取り消し、B社における資格取得日に係る記録を昭和38年3月21日に訂正する必要がある。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和33年8月から34年12月までは1万8,000円、38年3月から同年9月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月1日から35年1月5日まで
② 昭和38年3月21日から同年10月21日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

B社には、昭和30年から60年まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和30年7月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33年8月1日に資格を喪失後、35年1月5日に同社において資格を再取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及びB社提出の在籍証明書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の人事担当者は、「申立期間については、当方の事務方が届出ミスをしたことが原因であり、当該期間の申立人の給与から厚生年金保険料を控

除していたと思う」と陳述している。

さらに、当該人事担当者は、「原則として当社では、長期出張中は異動として取り扱わない。申立期間について、申立人は長期出張であったと思われるので、D本社で厚生年金保険の資格を取得するべきであると思う」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月及び35年1月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、B社の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和38年3月21日にB社C事業所から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失の届出事務を誤ったとすることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得及び喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年8月から34年12月までの期間及び38年3月から同年9月までの期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年5月26日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月27日から2年1月まで
② 平成2年1月17日から同年5月26日まで
③ 平成2年5月26日から同年6月1日まで

私は、昭和63年8月、B社に入社した。平成2年1月5日ごろに退社の意思を会社に伝え、同年1月中に退職した。しかし、元年12月末で厚生年金保険の資格が喪失していることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。(申立期間①)

私は、B社を退職後、A社に入社した。途中で会社組織が変わりC社となったが、平成15年10月末まで勤務した。しかし、厚生年金保険の資格取得日が2年6月1日であることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。(申立期間②及び③)

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③において、A社に勤務していたことは、C社が保管しているD台帳により確認できる。

また、C社は、「平成2年当時は厚生年金保険と雇用保険は同一日に取得させていたものと考えられる」と陳述しているところ、申立人は平成2年5月26日付けで雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同じ途中入社のエ職の厚生年金保険加入記録をみると、厚生年金保険資格の取得日と雇用保険資格の取得日が一致していることが確認できた。

これらの状況から、申立人は、平成2年5月26日付けで、厚生年金保険の

資格を取得し、事業主により、給与から同年5月の厚生年金保険料を控除されていたものと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、B社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時にB社で勤務していた従業員は、「申立人が在籍していたかどうかは不明」と陳述しており、申立人の勤務状況について確認できない。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録(昭和63年8月16日に資格を取得、平成元年12月26日に離職)は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、B社は、「資格喪失届に間違いは無く、資格喪失日以降の厚生年金保険料は控除していない」と陳述している。

申立期間②について、C社が保管しているD台帳により、申立人が当該期間に、A社で勤務していたことが確認できる。

しかし、上記のとおりC社は、「平成2年当時は厚生年金保険と雇用保険は同一日に取得させていたものと考えられる」と陳述しているところ、申立人のA社に係る雇用保険の資格取得日は、平成2年5月26日であり、申立期間②は雇用保険に加入していないことが確認できる。

また、C社は、「当時は、3か月から6か月までの試用期間があった」、「申立期間に係る保険料を控除したかどうかについては不明」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②においてB社及びA社の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月1日から同年7月1日まで

私は、昭和48年4月4日にA社に入社し、その日以来同社のC事業所でD職として勤務していた。同社の都合で厚生年金保険の加入事業所が社内間で移っているものの、勤務場所は変わらず、申立期間についても同事業所において継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、E企業年金基金から提出された加入員証明書、F健康保険組合から提出された健康保険資格証明書及び申立人と昭和48年4月に入社したとする同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和48年5月1日にA社G支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において、申立人と同一職種である同僚の申立期間に係る社会保険事務所(当時)の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 4 日から 34 年 9 月 13 日まで
② 昭和 34 年 11 月 17 日から 35 年 2 月 6 日まで
③ 昭和 35 年 2 月 6 日から 36 年 1 月 14 日まで
④ 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 3 月 21 日まで

厚生年金保険加入記録について社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、A社、B社、C社D事業所及びE社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。昭和 36 年 5 月 1 日E社に入社、同 38 年 2 月 21 日F社を退社、会社名が途中でE社からF社に変更されただけで、私は 36 年 5 月 1 日から 38 年 2 月 21 日まで同じ会社に勤務していた。E社の期間だけ脱退手続きをする訳がない。

脱退手当金は請求したことも受給したこともなく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、E社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 38 年 12 月 26 日に支給されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の後にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、特に未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年4月から同年9月までは44万円、同年10月から8年9月までは47万円、同年10月から9年5月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成7年4月から同年9月までは44万円、同年10月から8年9月までは47万円、同年10月から9年5月までは50万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年6月3日）の後の同年6月24日付けで、7年4月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の代表取締役（申立人の兄）も、申立人と同一日に当該期間の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及訂正されている。

さらに、社会保険事務所が保管する不納欠損決議書により、申立期間当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人は代表取締役の弟であり、商業登記の記録から取締役であったことが確認できるものの、申立人は、「私はB業務の責任者であり、社会保険の事務は代表取締役である兄が行っていたので、標準報酬月額が遡及訂正されたことは知らなかった」としており、元従業員の一人も、「申立人はB業務の責任者であり、会社の事務は社長が一人で行っていた」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、かかる遡及訂正を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年4月から同年9月までは44万円、同年10月から8年9月までは47万円、同年10月から9年5月までは50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に、同社C事業所における資格取得日に係る記録を35年2月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年11月30日から34年4月1日まで
② 昭和35年2月1日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間はいずれも転勤した時期であり、継続して同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和34年4月1日にA社B事業所から同社本社に異動、35年2月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和33年10月及び同社C事業所における35年3月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和29年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年7月から同年9月までは5,000円、同年10月及び同年11月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から同年12月21日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社C事業所から同社D支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和29年12月21日にA社C事業所から同社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和29年6月及び同社D支店における同年12月の社会保険事務所の記録並びに同僚の定時決定の記録から、同年7月から同年9月までは5,000円、同年10月及び同年11月は6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決

定及び事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和29年7月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月21日から同年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和46年2月末日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料明細書及び退職日に係るメモ書きから判断して、申立人が申立期間もA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、オンライン記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年2月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで

私は、A社(現在は、B社)に昭和15年3月入社以来、59年5月16日に退職するまで継続して勤務していた。入社時はC職だったが、16年11月にD事業所に出向になり、E業務担当になった。社会保険事務所からは事務職は対象にならないと言われたが、申立期間は筋肉労働者なので対象になると思う。資格取得日が17年6月1日と記載されている厚生年金保険被保険者証を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る人事台帳の写し及び同社担当者の陳述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の資格取得日は昭和19年10月1日となっているものの、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、「資格取得年月日」欄に「昭和17年6月1日」と記載されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所において厚生年金保険被保険者証の再交付を行う場合には、その厚生年金保険被保険者証の記号番号を払い出した社会保険事務所に資格取得日の確認を行った上で行うこととされており、社会保険事務所は、「厚生年金保険被保険者証を再交付する場合は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の記録に基づき資格取得日を確認していた。しかし、申立人に係る同被保険者名簿の資格取得日が昭和19年10月1日となっているにもかかわらず、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日が17年6月1日となっている理由については不明である」と回答しており、当該被保険者証は、社会保険事務所において何らかの記録に基づき資格取得日を確認した上で再交

付されたものと考えられる。

加えて、B社が保管していた年金加入台帳において、申立人の資格取得日は、上記再交付された厚生年金保険被保険者証に記載された日と同じ「昭和17年6月1日」であることが確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、80円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和27年12月から28年3月までは7,000円、同年4月から同年6月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年12月から28年12月26日まで

私は、昭和27年3月に高校を卒業し、同年4月1日にA社へ就職し、D支店に配属されたものの、同年12月に同支店が閉鎖され、その後、C支店に配属された。29年3月の結婚に備え、28年12月25日に同社を退職した。同社C支店では正社員としてD職で1日に8時間、1月に25日間の勤務だった。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年12月から28年12月25日までA社C支店で勤務していたと申し立てているところ、B社の人事を管轄するE社が保管しているA社に係る人事記録から、申立人は、申立期間のうち、27年12月21日から28年6月30日までの期間において同社に在籍していたことが認められる。

一方、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、同社C支店において昭和27年12月21日に被保険者資格を取得した記録及び28年4月の標準報酬月額改定の記録は確認できるものの、同社C支店における被保険者資格の喪失日に係る記録は確認することができない。

また、上記のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人に係る被保険者資格の喪失日の記録が無いことについて、管轄社会保険事務局(当時)は、「当該事案については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に資格喪失日の記録が無く、また、判断材料

となるものが無いため、年金記録確認第三者委員会の判断を求めたい」旨表明している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがえ、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、上記人事記録から昭和28年7月1日と認められ、事業主は、申立人が27年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における被保険者記録から、昭和27年12月から28年3月までは7,000円、同年4月から同年6月までは8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和28年7月1日から同年12月26日までの期間については、上記人事記録からは、申立人がA社C支店に在籍していなかったことが推定されるほか、事業主及び当時の同僚からも当該期間における申立人の在籍をうかがわせる陳述等は得られなかった。

このほか、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年12月1日から32年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年12月1日に、資格喪失日に係る記録を32年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月1日から33年2月26日まで
② 昭和44年12月19日から49年6月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私が昭和31年10月3日に退職したA社に再就職した同年12月1日から33年2月26日までの期間(申立期間①)及びB社に勤務していた44年12月19日から49年6月1日までの期間(申立期間②)が、厚生年金保険の未加入期間とされている。

私は、当該事業所の正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同社在籍が確認できる複数の同僚の陳述及び当該同僚の同社での厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和31年12月1日から32年9月1日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時にA社で申立人と同一業務に従事していたとする複数の同僚は、「入社とほぼ同時に厚生年金保険に加入した。同社に在籍していた社員全員が厚生年金保険に加入していたと思う」旨陳述している上、当該同僚の一人は、「私は、高校卒業後に新卒社員として入社したので、入社後数か月間

は見習期間であったが、入社日から厚生年金保険に加入している」旨陳述している。

さらに、A社の事務部門の担当者であったとする同僚は、「申立期間当時、臨時従業員及びアルバイトのような雇用形態は無かったので、同社の在籍者はすべて正社員であり、全員が厚生年金保険に加入していたと思う」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和31年12月1日から32年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚に係る標準報酬月額の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主の所在も不明であるため、申立期間当時の状況は不明であるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年12月から32年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和32年9月1日から33年2月26日までの期間について、A社での複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社に在籍していたことを推認できる陳述は得られなかった。

また、A社は、既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であるため、当該期間における申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録が無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立期間当時の住宅地図を調査したところ、申立人が陳述するB社の所在地に同社の存在が確認できるものの、同社は現存していない上、申立人は、事業主及び同僚の名前を覚えていないため、これらの者から同社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和32年9月1日から33年2月26日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和32年9月1日から33年2月26日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月27日から同年3月1日まで

私は、昭和42年4月1日にA社（現在は、C社）に入社し、48年4月9日からB工場に転勤し、系列会社のD社に49年3月1日に転籍するまで勤務した。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間もA社B工場で継続して勤務したことが認められる。

また、A社B工場の元上司は、「申立人は、勤務が途切れることなく昭和49年3月1日にD社に転籍させた」と陳述しており、C社は、「A社B工場からD社に転籍した従業員が何人かいたが、両社は系列会社であり、当該空白期間については、転籍手続の届出誤りだと考えられる」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和49年1月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は届出事務に誤りがあったことを認めていることから、社会保険

事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店の資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和28年7月に入社してから平成7年3月に退職するまで、同一会社内での異動しかなく、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C厚生年金基金の記録、A社の複数の元取締役及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社B支店に継続して勤務し(平成2年4月1日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成2年2月の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届に誤りがあつたとしていることから、事業主が平成2年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年8月までの期間、50年2月、同年6月から51年2月までの期間、55年4月から56年3月までの期間、平成4年10月から6年3月までの期間及び8年11月から10年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年8月まで
② 昭和50年2月
③ 昭和50年6月から51年2月まで
④ 昭和55年4月から56年3月まで
⑤ 平成4年10月から6年3月まで
⑥ 平成8年11月から10年2月まで

私は、昭和48年3月に会社を退職後、A県B市役所で国民健康保険と一緒に国民年金に加入し、その後も、就職と退職の都度、国民年金と厚生年金保険との切替手続きを行っていたと思う。

私は、国民年金の加入期間の国民年金保険料は、定期的に市役所又は金融機関の窓口で国民健康保険料と一緒に納付書により納付しており、申立期間①、②、⑤及び⑥の保険料も基本的に同様に納付していた。

保険料をさかのぼって納付した記憶は無いが、C市の実家に住んでいた申立期間③及び④については、同居していた母親に保険料の納付を依頼したこともあった。

申立期間がそれぞれ未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月ごろ国民年金加入手続きを行い、その後、厚生年金保険被保険者期間との種別変更手続きを遅滞なく行い、自身又は母が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を市役所又は金融機関において納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号(番号D)の前後の手帳記号番号で払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和51年9月ごろに国民年金加入を行ったことが推認できる上、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は厚生年金保険被保険者資格の喪失後の同年8月25日付けであることが、申立人に係る特殊台帳、E市の国民年金被保険者検認台帳及びF市の国民年金得喪・納付記録により確認できる。国民年金の被保険者期間でなければ国民年金保険料を納付することはできず、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

申立期間③及び④について、申立人は、自身で保険料を不特定の金融機関で定期的に納付していたほか、同居していた母親に保険料の納付を依頼したこともあったと陳述するものの、当時の事情を酌み取ろうとしても申立人に具体的な記憶はなく、また、一部期間の保険料を納付していたとする申立人の母は既に死亡しており、当時の保険料納付状況等の周辺事情は見いだせなかった。

申立期間⑤及び⑥について、申立人は、平成2年6月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが、申立人に係る上述のF市の得喪・納付記録及びオンライン記録から確認できるところ、申立期間⑤及び⑥についても申立人は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたところ、昭和44年8月ごろにG市において職権で払い出された別の手帳記号番号(番号H)が存在したものの、同手帳記号番号は平成3年3月31日付けで資格を喪失していることが確認でき、これ以外に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、上述のG市で払い出された手帳記号番号は、G市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から全期間未納であったことが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間①、②、③及び④の保険料をA県B市及びI県C市では納付できない。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年2月まで

私が、平成9年8月にA県B市に転居した後、前住所地のC市役所から、私の国民年金保険料の納付書が、1年分綴じられて束になって自宅に送付されて来たと思う。

その後、妻がこの納付書を使用して、毎月、金融機関で私の保険料を納付してくれていたと思う。

その当時に受け取った領収書は保管していないが、申立期間の納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が、B市に転居後の平成9年8月以降に、前住所地のC市から送付された申立期間に係る国民年金保険料の納付書を使用して、毎月、金融機関で保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料を納付したとするものの、申立人及びその妻から申立期間当時の事情を酌み取ろうとしても、申立期間当時の具体的な納付状況についての記憶は定かでないなど、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

また、C市においては、申立期間当時、既に領収済通知書の被保険者情報、納付金額などについては、光学式文字読取機（OCR）による処理が行われていたとしており、納付済みの記録の全部又は一部について漏れるなどの記録誤りがあったものとは考え難いところ、申立人に係る国民年金記録をみると、C市の国民年金記録及びB市の国民年金得及び納付の記録についても、オンライン記録と同様に保険料が納付された事跡は記録されていない。

さらに、C市では、申立期間当時は、1か月分の保険料を1枚の納付書とし、3か月ごとに3枚の納付書を発行しており、1年分の納付書を綴じて束にしたものは発行していなかったとしており、申立人の陳述と符合しない。

加えて、オンライン記録をみると、平成11年11月に過年度納付書が作成されて未納保険料の催告が行われた記録が確認でき、この時点において、申立期間のうち、9年10月以降の期間に保険料の未納期間があったことが推認される。

このほか、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4007

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年ごろ、自身が国民年金に興味があったこと、及び夫の助言を受けたことがきっかけで、当時住んでいたA市のB地区の集会所で加入手続をしたと思う。

私は、加入手続以降、毎月、同集会所で市役所の職員に国民年金保険料を納付し、その際、国民年金手帳の右側のページに証紙のようなものを貼ってもらっていたと思う。

私の国民年金手帳の申立期間当時の右側のページは切り取られているが、真ん中に契印で割印がなされており、左側のページが空白となっていることに不安はあったものの、市役所の職員からも割印があれば該当する年度はすべて納付済みであるとの説明を受けた記憶がある。

私は、昭和39年3月に集会所での納付が廃止されたこと及び保険料の負担が重くなったことがきっかけで納付をやめたが、申立期間については納付記録が無いことが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、毎月、自身でA市のB地区の集会所で納付しており、国民年金手帳のうち申立期間の印紙検認記録欄が空白であることについては、割印があれば該当年度の保険料は納付済みであると市の職員からの説明を受けていたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、同手帳の発行日は、昭和36年5月20日付けであるところ、昭和36年度から38年度までに係る同手帳の印紙検認欄に検認の押印は無く、各年度の右側ページの印紙検認台紙が割印

の上、切り取られていることが確認できる。

しかし、A市では、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までは小学校及び公民館などで一括して、38年4月以降は各被保険者宅へ訪問してそれぞれ印紙検認方式による保険料収納を行っていたとしており、申立人の陳述と一部符合しない。

また、国民年金手帳を用いて印紙検認方式による保険料収納を行っていた当時、制度上、保険料が納付された場合、国民年金手帳の印紙検認台紙（右ページ）の当該納付月欄に国民年金印紙を貼付し、検認印による印紙の消し込みを行うとともに、検認記録欄（左ページ）の当該納付月欄に検認印を押し、年度経過後は、保険料の納付が無くても印紙検認台紙欄を切り取って回収する取扱いを行うこととされていた。当時、申立人と同様にB地区に居住していた被保険者の保険料納付状況を調査したところ、制度のとおり、当該年度の保険料が納付されている被保険者についても、検認記録欄に検認印が押されていることが確認できるものの、申立人と同様に検認の押印が無く、割印のみで保険料が納付済みとされている事例は見られなかった。

さらに、社会保険事務所（当時）では、印紙検認台紙は納付の有無にかかわらず、押印の上、切り離すことと定められており、申立人が昭和39年3月11日付けで国民年金任意加入被保険者資格を喪失した際、検認台紙欄が不要となることから、まとめて切り離した可能性もあるとしている。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から57年9月まで

私は、自身で国民年金加入手続及び国民年金保険料を納付したことはない
ので詳しいことは分からないが、母が、申立期間当時、私の保険料を毎月納
付してくれていたと思う。

母は、母の保険料を全期間納付しており、母の性格を考えれば、当時、独
身であった私の保険料もしっかり納付してくれていたと思う。

しかし、社会保険事務所（当時）で、申立期間である昭和53年6月から
57年9月までの保険料が未納との説明を受け、納得がいかない。

申立期間の保険料は、母が納付しているはずなので、もう一度よく調べて
ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を、毎月、納付していた
と申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号で払い
出された任意加入被保険者の資格取得日から、早くても昭和57年10月ごろに、
国民年金の加入手続が行われたことが推認される。この加入手続時点において、
申立期間のうち、大半の期間は過年度保険料となり、現年度納付できない上、
一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者記録及び特殊台帳に昭和53年
6月から57年9月までの保険料が納付された事跡は無く、申立人に係るB市
の国民年金被保険者名簿の存在は確認できなかった。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立
人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳

記号番号払出簿の内容の調査、確認したが、申立期間当時に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、申立期間の保険料納付状況等の詳細は不明である。

このほか、申立人の母が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から平成5年8月までの国民年金保険料納付済期間に係る死亡一時金については、支給されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から平成5年8月まで

私は、妻が平成7年*月*日に死亡していたことから、19年ごろ、社会保険事務所(当時)で死亡一時金の支給についての問い合わせを行ったところ、「平成7年11月24日に裁定され、既に支払済み」との回答であった。

私は、平成7年当時に妻の死亡一時金の請求手続きをしたことはなく、死亡一時金を受け取った覚えが無いにもかかわらず、既に死亡一時金が支払済みとされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人に係る死亡一時金の支給の有無の確認を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人に係る死亡一時金の請求手続きをしたことは無く、受領した覚えも無いと申し立てている。

しかし、保存期間経過により当該死亡一時金の裁定請求書等の関係書類は既に廃棄されているものの、オンライン記録をみると、死亡一時金の支給決定後に入力される「裁定年月日 平成7年11月24日」の記録が確認できる。当時、死亡一時金の裁定手続きは、遺族から市町村に提出された死亡一時金裁定請求書等の必要書類が市町村から社会保険事務所に進達されて行われていたことを鑑みると、遺族からの請求に基づかず^{かんが}に死亡一時金の裁定が行われたとは考え難く、当該記録に係る事務処理を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫から当時の事情を酌み取ろうとしても、死亡一時金の支給を受けていない旨を主張するのみであり、さらに、A市においては、現在、平成7年当時の死亡一時金に関する具体的な事務処理については不明であるとしており、ほかに死亡一時金の支給を受けていなかったことをうかがわせる周

辺事情は見いだせなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の夫が申立人に係る死亡一時金の支給を受けていないものと認めることはできない。

なお、申立人の夫は、死亡一時金のことを知ったのは平成19年ごろであり、それ以前の7年当時に妻の死亡一時金の請求をしたことはないと陳述するところ、死亡一時金の受給権は、死亡時より2年を経過した時点で時効により消滅している。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から48年4月まで

私は、昭和45年4月ごろまで、A市B町に住んでいたが、当時、市役所から国民年金を受給するためには、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付する必要があるという内容のはがきが届いた記憶がある。

そのはがきを受け取ったことをきっかけに、亡夫が市役所へ出向き、夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、その後、時期は定かでないが、過去の未納であった夫婦二人分の保険料と一緒に2年分さかのぼって納付したと亡夫から聞いたと思う。

常に亡夫が夫婦二人分の保険料と一緒に納付してくれていたもので、申立期間の保険料についても、一緒に納付してくれたと思う。

しかし、申立期間について、亡夫は納付済みと記録されているにもかかわらず、私だけが未納と記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、昭和45年4月以前ごろに申立人及びその夫の国民年金保険料と一緒にさかのぼって納付し、その後の期間の保険料も夫婦二人分と一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月ごろにその夫と連番で払い出されているところ、申立人の夫に係る特殊台帳から、44年2月から48年4月までの保険料が50年12月に特例納付されていることが確認でき、申立人及びその夫の国民年金加入手続は、遅くとも同年12月ごろに行われたものと推認され、申立人の陳述と符合しない。

また、加入手続が行われた昭和50年12月の時点において、申立人は37

歳であり、その後、60歳に到達するまでの間に保険料をすべて納付しても年金受給に必要な25年(300月)の保険料を納付することはできず、年金受給権を確保するために必要な、35歳到達月以降の保険料を納付する必要があったところ、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳を見ると、申立期間直後の48年5月から50年3月までの保険料を、加入手続後の51年2月ごろに過年度納付していることが確認できる。

一方、申立人の夫は加入手続当時41歳であり、夫に係る特殊台帳を見ると、上述のとおり年金受給を確保するために必要な昭和44年2月から47年12月までの保険料を第2回特例納付期間中である50年12月に、48年1月から50年3月までの保険料を申立人と同様の51年2月ごろに過年度納付していることが確認できるところ、夫は、上述の期間以前の未納期間の保険料については特例納付しておらず、当時、申立人の夫は夫婦二人の年金受給権を確保する期間に係る夫婦二人分の保険料をそれぞれさかのぼって納付したものと推認される。

さらに、申立人に係る上述の市の被保険者台帳及び特殊台帳を見ても、申立期間の保険料が特例納付されたことを示す事跡は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の夫は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

このほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私が20歳になったころ、母が国民年金の加入手続をしてくれ、加入当初の国民年金保険料は母が納付してくれていた。

私が独り暮らしを始めてからの保険料は、自身で金融機関において納付していた。

自身で保険料を納めていた期間は、保険料を数か月分まとめて納付することが多く、申立期間の保険料も同じように年数回に分けて納付したと思う。

年金記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納と記録されていることに気付いた。

申立期間の保険料も、前年同様に納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の保険料を、年数回に分けて金融機関で納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録をみると、A市の国民年金被保険者収滞納一覧表及びオンライン記録をみると、申立期間の保険料は未納と記録されていることが確認できる。申立人は申立期間の保険料を数回に分けて納付したと陳述するところ、A市では申立期間当時は、既に領収済通知書の被保険者情報、納付金額などについては、光学文字読取機（OCR）による処理が行われていたとしており、数回の納付記録が連続してすべて漏れるなどの記録誤りがあったものとは考え難い。

また、申立人に係るオンライン記録をみると、申立人は平成8年4月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失しているところ、9年12月8日付けで国民

年金の納付催告が行われていることが記録されており、この時点において時効により納付できない期間を除き、7年11月以降の国民年金被保険者期間に保険料の未納があったことが推認される。

さらに、申立人から、申立期間当時の事情を酌み取ろうとしても、当時の具体的な記憶は定かでなく、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで

申立期間について、昭和46年7月から47年6月までの1年分の国民年金保険料（付加保険料込み）の前納の領収書と同年4月から48年3月までの1年分の国民年金保険料（付加保険料込み）の前納の領収書を所持しており、申立期間の保険料を重複納付した。

重複納付について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、保険料は還付済みと回答があったが還付を受けた記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を重複納付したが、重複納付した部分については還付を受けた記憶は無いと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付及び還付に関する状況を見ると、特殊台帳から昭和46年7月から47年6月までの国民年金保険料（付加保険料込み）を前納、及び同年4月から48年3月までの国民年金保険料（付加保険料込み）を前納した記録から、申立期間の保険料が重複納付されていることが確認できるが、同台帳には、「還付47.4～47.6まで」と記載されていることも確認できる。

また、当時居住していたA市の国民年金被保険者名簿にも申立期間の重複納付について、「還付請求」及び「48.4.10」の押印が確認できる。

この点について、市では申立人から還付請求を受け、同請求と還付請求受付日を被保険者名簿に記載し、還付請求については社会保険事務所に進達をしたとしており、この進達を受けた同事務所で還付決定がなされ、その還付処理を特殊台帳に記載したものと考えられ、その内容に不自然な点は見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から54年10月まで

昭和54年*月の40歳の誕生日ごろ、近所の知り合いに国民年金の加入を勧められ、夫に相談すると年金は25年保険料を納付しないともらえないと言われた。

しかし、そのころ、夫が新聞で国民年金の保険料をさかのぼって納付できる制度があることを見つけ、夫に勧められて誕生日後、何月かの記憶は無いが市役所の出張所で国民年金の任意加入手続をした。また、まとめて保険料の納付の手続もした。加入した時にその場で国民年金手帳をもらったか、後で郵送されたかの記憶は無いが、現在、年金手帳を1冊所持している。この手帳では、昭和54年11月27日の任意加入となっている。

また、申立期間の保険料の納付について、夫は、そのころに、私から納付書を受け取り、A市の銀行で35歳時までさかのぼった5年3か月の保険料として30万円ほどを一括で納付したと言っている。

申立期間の保険料は、夫がさかのぼって納付したと言っているのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金に任意加入をして、保険料をさかのぼって一括で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金資格に関する記録について、オンライン記録及びB市の記録をみると昭和54年11月27日に任意加入したことが確認できる上、申立人所持の年金手帳にも同年11月27日に任意加入と記載されており、オンライン記録及びB市の記録と符合する。この場合、申立期間は国民年金未加入

期間であり保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、国民年金加入後、さかのぼって5年3か月の保険料として30万円ほどを納付したと陳述しているが、申立期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額は、20万2,460円であり陳述と符合しない。

さらに、申立人は、40歳で国民年金に任意加入したが、受給資格期間である25年の納付期間を満たすためにまとめて保険料を納付したとしているが、申立期間について、夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人は申立期間の保険料を納付しなくても、合算対象期間(カラ期間)として加算され、年金受給権が確保できたことから、特例納付の必要が無く陳述と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、申立人の別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）及び同年4月から56年5月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和50年4月から56年5月まで

私は、国民年金に加入した最初の集金するとき、集金人から付加保険料のことを教えてもらった。「納付した分以上の割の良い制度なので加入した方がいいですよ」と勧められ、昭和49年10月から56年5月までの間、定額保険料と付加保険料を合わせて集金人に納付していた。

領収書は無いが必ず納めているので昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）及び同年4月から56年5月までの付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に付加保険料のことを教えてもらい、昭和49年10月から56年5月までの定額保険料と付加保険料を合わせて集金人に納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和50年6月10日に申立人の国民年金手帳記号番号が元夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から同年5月9日ごろ加入手続を行ったことが分かる。付加保険料はさかのぼって納付することができないため、国民年金加入手続時点において、申立期間①の付加保険料を納付することはできない。

また、申立期間①の定額保険料は過年度納付が可能であるが市では過年度納付を取り扱っていない上、A市によると、集金人による集金は昭和49年度からの自主納付方式開始後は自治組織による集金も含めて行っていなかったと

回答があり、集金人から付加保険料のことを教えてもらい、申立期間の保険料を集金人に納めたとする陳述と符合しない。

さらに、申立人と連番で手帳記号番号が払い出された元夫の国民年金保険料の納付状況を見ると、特殊台帳及びオンライン記録から、申立人と同じ昭和50年4月から定額保険料のみの納付となっていることが確認できる。

加えて、申立人は加入手続をしたのは自分だけであり、国民年金に加入した当時、夫は厚生年金保険に加入していたと陳述するなど、申立期間当時の記憶が曖昧である。

このほか、申立期間は80か月と長期間であり、行政側がこれだけ長期にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料（付加保険料を含む）及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年12月までの期間、43年2月及び同年3月並びに45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から同年12月まで
② 昭和43年2月及び同年3月
③ 昭和45年4月から47年3月まで

私は、昭和46年5月ごろ、市役所から国民年金の勧誘に来たので加入の手続をした。その時、保険料さえ納付すれば36年4月からの加入になると言われ、さかのぼって保険料を納付した。加入が同年4月になっているのは、私が保険料を納めたからだと思う。加入後の保険料は、2回ほどは集金人に、後は市役所及び銀行から納めた。

4年間の厚生年金保険以外は国民年金保険料を全納したはずなのに、以前から受給額が少ないと思っていた。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年5月ごろ、国民年金の勧誘員に保険料さえ納付すれば36年4月からの加入になると聞き、さかのぼって保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年4月1日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。しかし、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、手帳発行時の住所はA市B町となっているが、A市B町の住定日は同年11月22日であることが戸籍の附票より確認できることから、加入手続を行ったのは同年11月以降であると考えられる。この場合、46年5月ごろ加入手続をしたとする陳述と符合しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録を見ると、資格取得日が昭

和 46 年 5 月 30 日から 36 年 4 月 1 日に訂正されていることが確認でき、特殊台帳を見ると、資格取得欄には 46 年 5 月 30 日から 36 年 4 月 1 日への訂正と「㊦50. 6」の記録が確認できることから、資格取得日の訂正が行われたのは 50 年 6 月だと考えられ、加入手続当時は申立期間①及び②並びに③のうち、45 年 4 月から 46 年 4 月までの期間は国民年金未加入期間となり保険料を納付することはできない上、資格記録が訂正された 50 年 6 月の時点においては、この間の保険料は時効の成立により、特例納付でなければ納付することはできない。

さらに、申立期間①の直前の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び申立期間②に続く 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の保険料は 55 年 5 月 11 日（第 3 回目の特例納付実施期間）に特例納付されていることが特殊台帳より確認できるが、申立人は納付した金額は 19 万円だったと陳述しており、その金額は特殊台帳の記録と符合する。仮に、申立期間①、②及び③を特例納付したとすると合わせた保険料額は 33 万 2,000 円となり、申立人の陳述と符合しない。

加えて、国民年金加入手続時点において申立期間③のうち、資格取得日とされている昭和 46 年 5 月から 47 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、特例納付における 19 万円以外には保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述しており、この間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から43年4月までの期間、同年7月及び同年8月並びに45年5月から平成7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から43年4月まで
② 昭和43年7月及び同年8月
③ 昭和45年5月から平成7年3月まで

私は、昭和42年9月ごろに自分で国民健康保険とともに国民年金に加入し、平成7年4月に厚生年金保険のある会社に就職するまでは継続して保険料を納めてきた。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。納付について、最初は3か月に1回、金額は分からないが母にお金を預け、集金人に納付してもらっていた。申立期間③以降はA市内で自営を始めたので母親が納める時もあったし、自分でも納めたことがある。途中厚生年金保険のある会社に勤めているが、その都度、国民健康保険と国民年金はセットで切替手続をして漏れなく納めてきたので、加入した最初から未納とされているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月ごろに国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、保険料は途中厚生年金被保険者期間を除き、定期的に納めていたはずであると申し立てている。

そこで、申立期間①及び②について、申立人の加入記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるものの、市の被保険者名簿より20歳の職権適用により加入したことが確認できるとともに、加入当初から43年10月1日付けの資格の喪失処理がなされるまでの間、保険料納付がなされた形跡はう

かがえない。また、この点については、特殊台帳においても同様の記録となっている。

また、申立人の資格記録をみると、申立期間①及び②に挟まれた厚生年金保険被保険者期間については、平成20年7月14日に追加処理されていることがオンライン記録から確認でき、厚生年金保険の資格喪失後は、遅滞なく切替手続を行っていたとする申立人の陳述とは符合しない。

次に、申立期間③について、申立人の資格記録をみると、市の被保険者名簿及び特殊台帳いずれの記録においても、20歳到達日である昭和42年*月*日に資格を取得した後、厚生年金保険加入に伴い、43年10月1日付け（後に、昭和43年9月9日付けに訂正）での資格の喪失処理がなされて以降、再取得した形跡は見られない。また、この喪失処理は、44年1月13日になされていることが市の被保険者名簿の記録から確認できる。この場合、当該申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできないほか、この喪失の処理がなされた同年1月13日以降、行政側はこの期間を厚生年金保険加入期間として認識していたとみられ、納付勧奨がなされたとは考え難い。

さらに、申立期間は延べ27年度にわたる309か月に及ぶとともに、昭和60年代以降については、納付書のOCR化、収納情報のオンライン化導入後に当たっている点を踏まえると、これほど長期間にわたって行政側が保険料納付に気付かず、事務処理を誤るとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4017

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年3月まで

私は結婚してから国民年金に加入した。義理の父が手続をしてくれて、保険料も同居していた義理の両親及び夫の分と一緒に納めてくれていた。近所の方が家に集金に来ていた。義理の父は既に亡くなっているが、嫁の分だけ納めないような人ではなかった。しかし、申立期間について、義理の両親及び夫は納付済みで、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してすぐに、義理の父親が国民年金の加入手続をしてくれて、同居していた義理の両親及び夫の保険料と一緒に現年度納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、昭和43年4月1日に初めて資格を取得していることが、特殊台帳から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の加入手続時期をみると、婚姻から2年以上経過後の昭和43年4月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認でき、払出時点では、申立期間の一部は、既に納付組合の集金人に保険料を納付できない過年度期間になっている。一方、義父母及び申立人の夫の加入手続時期をみると、いずれも夫婦の婚姻から3年以上前の国民年金制度発足当初に手帳記号番号の払出しを受けており、申立期間について、保険料の現年度納付は可能であった。

これらの点を踏まえると、申立人の義父は、婚姻から2年程度経過した昭和43年4月に申立人の加入手続を行い、昭和43年度分から申立人の分も併せて現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から49年12月まで

会社を辞めた後に自営業を始めてから何年か経った昭和49年ごろに、私が市役所で夫婦二人の加入手続をした。その時に、通常では納められない申立期間の保険料を一括して納付すれば満額の年金がもらえるようになると聞き、同年8月から同年12月までの間に夫婦二人分の保険料20万円から30万円をまとめて市役所の国民年金課で納めた。

その時、領収書をもらったことははっきりと覚えている。その後、紛失してしまったが、夫婦二人分を一括して納めたのは間違いなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ごろに市役所で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、同年8月から同年12月までに申立期間の夫婦二人分の保険料20万円から30万円を一括して市役所の国民年金課で納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付記録をみると、申立人については申立期間直後の昭和50年1月から同年3月までの3か月、妻については同じく同年1月及び同年2月の2か月について、53年1月に保険料を過年度納付していることが市の被保険者名簿から確認できる。この場合、これら過年度納付期間は、申立期間のうち、同一年度となる49年4月から同年12月までの期間と同様の保険料納付(現年度又は過年度)が可能であったにもかかわらず、当初、保険料納付を行わなかったこととなり、一括納付の陳述に不自然さは否めない。

また、申立人夫婦の資格記録をみると、当初、昭和41年4月1日付け強制加入として認識されていたものが、平成3年1月に申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日である昭和40年12月9日に訂正処理されていることがオ

ンライン記録から確認できる。この場合、申立期間のうち、同年12月から41年3月までの期間は、申立人が特例納付を行ったとする49年の時点においては、未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、当時の特例納付の取扱いをみると、市では特例納付に係る保険料の収納事務を行っていなかったとしており、申立期間の特例納付保険料を市の国民年金課で納めて領収書を受け取ったとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和50年7月16日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、このころに国民年金に加入したものと推認され、49年ごろに加入し、同年8月から同年12月までの間に特例納付を行ったとする申立人の陳述とは符合しない上、保険料を一緒に納めたとする申立人の妻についても、申立期間が未納の記録となっている。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料が特例納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から49年12月まで

夫が会社を辞めた後に自営業を始めてから何年か経った昭和49年ごろに、市役所で夫婦二人の加入手続をした。その時に、通常では納められない申立期間の保険料を一括して納付すれば満額の年金がもらえるようになるという聞き、同年8月から同年12月までの間に夫が夫婦二人分の保険料20万円から30万円をまとめて市役所の国民年金課で納めた。

その時、領収書をもらったことははっきりと覚えている。その後、紛失してしまったが、夫婦二人分を一括して納めたのは間違いなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ごろに市役所で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、同年8月から同年12月までに申立期間の夫婦二人分の保険料20万円から30万円を一括して市役所の国民年金課で納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付記録をみると、申立人については申立期間直後の昭和50年1月及び同年2月の2か月、夫については同じく同年1月から同年3月までの3か月について、53年1月に保険料を過年度納付していることが市の被保険者名簿から確認できる。この場合、これら過年度納付期間は、申立期間のうち、同一年度となる49年4月から同年12月までの期間と同様の保険料納付(現年度又は過年度)が可能であったにもかかわらず、当初、保険料納付を行わなかったこととなり、一括納付の陳述に不自然さは否めない。

また、申立人夫婦の資格記録をみると、当初、昭和41年4月1日付け強制加入として認識されていたものが、平成3年1月に夫の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日である昭和40年12月9日に訂正処理されていることがオンラ

イン記録から確認できる。この場合、申立期間のうち、同年12月から41年3月までの期間は、申立人の夫が特例納付を行ったとする49年の時点においては、未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、当時の特例納付の取扱いをみると、市では特例納付に係る保険料の収納事務を行っていなかったとしており、申立期間の特例納付保険料を市の国民年金課で納めて領収書を受け取ったとする申立人の夫の陳述とは符合しない。

加えて、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和50年7月16日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、このころに国民年金に加入したものと推認され、49年ごろに加入し、同年8月から同年12月までの間に特例納付を行ったとする申立人の陳述とは符合しない上、保険料を一緒に納めたとする申立人の夫も、申立期間が未納の記録となっている。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料が特例納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から38年3月まで

私は、時期は覚えていないが、知人から国民年金保険料の一括納付の話聞き、納付状況を調べてもらったところ、未納期間が見つかったので、父親からお金を借りて、申立期間の保険料を一括納付した。借りたお金は、5,000円程度だったことを覚えている。申立期間が未納とされているのは納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は覚えていないが、知人から国民年金保険料の一括納付の話聞き、自らも申立期間の保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、その知人の納付記録をみると、唯一、一括納付に係る記録として昭和50年1月から51年3月までの保険料を、昭和51年度に過年度納付していることが特殊台帳により確認できることから、申立人の陳述にある自らの一括納付は、この時期以降と考えられる。この場合、申立人は、第3回目の特例納付制度の利用以外に申立期間の保険料を一括納付することはできないが、当該特例納付に必要な納付金額は5万2,000円(4,000円×13か月)となり、父親から5,000円程度のお金を借りて納付したとする陳述とは符合しない上、その実施時期は、知人が過年度納付した同年度から約2年後の53年7月からであることを踏まえると、申立人が第3回目の特例納付制度で保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人の納付記録をみると、昭和51年1月から同年3月までの保険料3,300円を昭和51年度に過年度納付していることが特殊台帳から確認でき、納付金額が5,000円程度との陳述に加え、納付時期が知人の一括納付時期と符合する点を踏まえると、申立人は、この間の事情と錯誤している可能性が高い

ものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から44年3月まで

私は、昭和42年8月ごろに国民年金に加入し、加入した時から夫婦二人分の保険料をまとめて集金に来ていた人に納めていたので、私の分だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年8月ごろに国民年金に加入すると同時に、夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、昭和44年8月6日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、42年8月ごろに加入したとの申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の保険料は過年度納付となるが、市の集金人は過年度の保険料を収納できない上、昭和36年3月に手帳記号番号の払出しを受けている夫の申立期間に係る納付日は、すべて現年度納付であることが市の被保険者名簿から確認できることから、集金人に夫婦二人分の保険料をその都度納付していたとの申立人の陳述と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和35年ごろに国民年金に加入し、その後、私の国民年金保険料として、昭和36年度分の3,300円をまとめて納付し、翌年度も同様に5,600円を納付した。

納付方法としては、昭和36年度分の3,300円は、昭和36年4月20日ごろ、役所の正規職員でA地区の戸別訪問の集金人であったB氏へ私自身が直接現金を手渡して納付し、翌年の同時期に、昭和37年度分の5,600円を昨年と同じ集金人と同じ方法で納付した。

それなのに申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、戸別に集金に来ていた市の正規職員に対し、昭和36年及び37年の4月に、それぞれ一年分の保険料を現金でまとめて納付したと申し立てている。

そこで、市における申立期間当時の保険料の納付方法をみると、昭和36年度は、学区ごとに小学校及び保健所等に出向いて行う出張検認により、翌37年度からは、出張検認のほか、地域住民等により任意に設置された納付組合により行われていたことが、当時の市の広報紙及び納付組合に関する規則から確認でき、この間の保険料を一貫して市の集金人に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、市では、正規職員が戸別集金を行う取扱いは行っていなかったとしており、この点においても、申立人の陳述とは符合しない。なお、市では、申立期間直後の昭和38年4月から嘱託職員による戸別集金を開始していることが

市の要綱により確認できることから、申立人がこの間の事情と錯誤している可能性も否定できない。

さらに、申立期間当時の保険料年額は変わらず1,200円であり、申立人が納付したと陳述する昭和36年度分の3,300円及び37年度分の5,600円とは相違する上、年によって金額が変化したという点においても符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録による申立人の氏名索引及び居住地を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿の内容の確認を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から59年12月まで

私は、昭和57年1月ごろに、外国籍の者でも国民年金に加入できるということを聞いたので、区役所で国民年金の加入手続を行った。

1回目の保険料の納付については、よく覚えていないが、2回目の保険料の納付からは口座振替で納付していたと思う。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者の国籍条項が撤廃された昭和57年1月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料については、1回目の納付方法はよく覚えていないが、2回目からは口座振替により納付していたと思うと申し立てしているところ、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、62年4月25日に口座振替の申出を行ったことを示す「62. 4. 25 口座振替」のゴム印が確認できる上、申立人に係るオンライン記録の納付日からも、その翌月の同年5月から口座振替による保険料の納付が開始されたものと推定されることから、口座振替の開始時期に関して、申立人の記憶と大きく異なっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年3月に払い出され、同年1月から申立期間直前の同年9月までの保険料を納付しているが、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、申立期間の始まる同年10月から58年3月までの期間に対し、59年6月21日に文書により納付勧奨を行った旨の記載とともに、61年9月29日にも文書により納付勧奨を行ったことが具体的に記載されていることから、それぞれの納付勧奨当時において、申立期間を含む納付勧奨以前の期間は、保険料の未納期間であったものとみるのが自然である。

一方、昭和57年1月に国民年金被保険者の国籍条項が撤廃されたものの、

当初においては、56年12月以前の期間は、年金受給資格期間に算入されない期間とされていた上、申立人は国民年金に加入当時33歳であったことから、一定期間以上の未納期間がある場合には、60歳まで保険料を納付しても年金受給に結びつけることができない状況にあったものと推測される。61年4月の国民年金法改正により、56年12月以前の期間も合算対象期間として年金受給資格期間に算入されることとされ、これにより、申立人については、年金受給に結びつけることが可能となったものと考えられる。

そこで、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、国民年金法改正後の昭和62年2月27日付けで、申立人が20歳に到達する43年*月から56年12月までの期間が「カラ期間（合算対象期間）」であるとする記載のほか、その後の一連の過年度納付の事跡が確認できることから、この日に、申立人に対し、法改正に関する説明と併せて納付勧奨が行われたことがうかがえる上、申立人に係るオンライン記録をみると、その2か月後の62年4月16日に、同年4月の保険料を現年度納付すると同時に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の60年1月から同年3月までの保険料を過年度納付し、これに続く同年4月から62年3月までの保険料についても、同年7月から平成元年1月までの期間内に、4か月分ずつ6回に分割して過年度納付していることが確認でき、法改正と照らし合わせて考えても、これらの記載及び納付記録自体に特段不合理な点は認められない。

また、当初に記述したように、申立人が口座振替の申出を行ったのは、現年度保険料と過年度保険料を同時に納付した月と同じ昭和62年4月である上、翌月分の保険料から口座振替により現年度納付していることなどを踏まえると、申立人は、同年4月から過年度保険料を含めて保険料の納付を再開したものとみるのが相当であり、納付を再開した時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、通称名を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年11月まで

私は、昭和47年11月以前にも自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付し、領収証書を受け取っていた記憶があるのに、申立期間が国民年金の未加入期間とされ、納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和47年12月9日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得したことが記載され、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期及び特殊台帳等に記録された資格取得日と一致するとともに、同年11月以前の印紙検認記録欄には「不要」のゴム印が確認できることから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、昭和47年11月以前にも自宅に来ていた集金人に保険料を納付し、領収証書を受け取っていた記憶があると申し立てているが、申立期間当時におけるA市の国民年金保険料の徴収方法は、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、領収証書が発行されたのは納付記録のある48年4月以降であることから、申立人の記憶は、同年4月以降の記憶である可能性も否定できない上、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

さらに、申立期間は11年以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納

付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

私は、昭和42年10月に夫婦一緒に会社を退職し自営業を始めた。退職後、夫が自身の国民年金の加入手続と一緒に私の国民年金の再加入手続を行い、夫婦二人分の保険料についても、夫が集金人に一緒に納付してくれていた。

私の保険料は再加入した半年後から未納とされているが、開業当初から経営も安定していたし、夫の性格から申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難く、また、加入直後の夫婦の納付記録にも差異がみられるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月に会社を退職後、申立人の夫が夫婦二人の国民年金関係の手続を行い、夫婦二人分の保険料についても、夫が集金人に一緒に納付してくれていたと申し立てていることから、申立人自身が保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行なってきていたとする夫も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の昭和42年度の印紙検認記録欄を見ると、昭和42年10月までの「不要」のゴム印に引き続き、同年11月及び同年12月の欄に同年11月28日付けの区役所出張所の検認印が初めて認められることから、会社を退職後、この日に申立人及びその夫に係る国民年金関係の手続が行われるとともに、出張所窓口で保険料を納付したものと推測されるが、当該年度の右側の印紙検認台紙は、検認印と同じ月欄に印紙が貼付されたまま切り取られずに残っている上、申立期間の始まる昭和43年度以降の印紙検認記録欄には、保険料を納付したことを示す検認印が認められず、右側の印紙検

認台紙も白紙のまま切り取られずに、すべて残っていることを踏まえると、昭和43年11月28日に区役所出張所の窓口で保険料を納付して以降、国民年金手帳を区役所出張所又は集金人に提示されたことが無かったものと考えられる上、同年手帳によって、申立期間の保険料を納付していたものとみるのは考え難い。

さらに、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間の保険料は未納となっている上、申立期間は5年に及び、このような長期間にわたり、納付記録が夫婦同時にかつ毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月まで

私は、大学在学中の昭和 63 年 5 月に国民年金の加入案内を受け取った。その後、加入時期など詳しいことははっきりと覚えていないが、自分自身又は母が、A 市役所で手続を行い、その際、申立期間の保険料についてはまとめて納付したように思う。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は学生であったところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、法改正により、20 歳以上の学生も強制加入被保険者とされた平成 3 年 4 月 1 日を資格取得日として、同年 12 月 6 日に、A 市において払い出されており、制度上、申立期間は国民年金の任意未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、加入手続及び保険料納付を行ったのが、自分自身であったのか母であったのかについて、記憶が明確でないとしているが、申立人の母からは、「時期は定かではないが、大学生でも 20 歳になると国民年金に加入しなくてはならないことを知り、私が加入手続を行い、納付できるその年度中の保険料を納付したことを記憶している」旨陳述している。

さらに、オンライン記録をみると、申立期間直後の平成 3 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料について、同年 12 月に一括納付していることが確認できることから、申立人の母の陳述は、この時の記憶であると考えるのが相当である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記

号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人及びその母から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

平成3年4月から学生の国民年金への強制加入が決まり、両親が私と弟の国民年金加入手続を行い、その後、毎月、国民年金保険料を納付してくれた。

国民年金加入手続後に、両親が、2年間の保険料をさかのぼって納付することができること聞き、少しでも年金額が増えればと思い、平成元年4月から3年3月までの私と弟の二人分の保険料を一括納付してくれたと聞いている。

両親は、話し合っただけで過年度納付した方がよいとの判断で、一括納付したことを覚えており、その後も、私と弟に機会あるごとに話して聞かせてくれており、申立期間が未加入とされ、保険料の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって両親が納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から平成3年10月ごろに、A市B区において弟と連番で払い出されたと推認され、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間は任意未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付には関与しておらず、保険料納付を担っていた申立人の両親から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

平成3年4月から学生の国民年金への加入が決まり、両親が私と兄の国民年金加入手続を行い、その後、毎月、国民年金保険料を納付してくれた。

国民年金加入手続後に、両親が、2年間の保険料をさかのぼって納付することができること聞き、少しでも年金額が増えればと思い、平成元年4月から3年3月までの私と兄の二人分の保険料を一括納付してくれたと聞いている。

両親は、話し合っただけで過年度納付した方がよいとの判断で、一括納付したことを覚えており、その後も、私と兄に機会あるごとに話して聞かせてくれており、申立期間が未加入とされ、保険料の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって両親が納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から平成3年10月ごろに、A市B区において兄と連番で払い出されたと推認され、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間は任意未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付には関与しておらず、保険料納付を担っていた申立人の両親から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで

昭和42年5月に結婚した後すぐに、サラリーマンの妻も国民年金に入っておくべきと聞いたため、A区役所へ主人と一緒にいき、国民年金の加入手続をした。

加入手続後は、私が、銀行及び郵便局で納付書により、さかのぼって納付したことは無く、毎年、1年分を前もって一括して納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和42年5月ごろに、自身でB市A区役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、さかのぼって納付したことは無く、毎年一括して納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳等を見ると、手帳発行日が昭和48年2月8日となっているにもかかわらず、任意加入被保険者資格の取得日は、その約6年前の42年4月1日と記入されているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、当該手帳に記入されている申立人の国民年金手帳記号番号は、46年10月にA区から転居後のC市において48年4月3日に払い出されている事跡が認められることから、さかのぼって納付したことは無く、毎年一括して納付していたとの申立内容と符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。さらに、申立人所持の国民年金手帳の検認欄を見ても、最初のページに当たる昭和47年度の検認欄に検認記録が

無い上、当該年度に係る過年度保険料納付書が未使用のまま残されており、納付をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、C市保存の被保険者名簿を見ても、申立期間の国民年金保険料の納付の事跡は無い上、申立期間は72か月に及んでおり、これほど長期間にわたって保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び同年4月から同年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から61年3月まで
② 昭和61年4月から同年9月まで

昭和57年1月ごろに、外国籍の者も国民年金に加入できることを知ったので、妻が、区役所で夫婦二人分の加入手続を行ってくれたはずである。

また、将来少しでも多くの年金をもらいたかったので、加入当初から付加保険料も加えた納付書を発行してもらったはずである。

申立期間の保険料は、妻が、1か月ごとに、自宅近くの銀行で、夫婦二人分を一緒に納付してくれたはずと思う。

加入当初から、夫婦で付加保険料も合わせて夫婦二人分を納付していたはずなのに、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされ、また申立期間②の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月ごろ、妻が、区役所で夫婦二人の国民年金加入手続を一緒に行ったと申し立てている。

しかし、その際、交付を受けたとする妻の年金手帳を見ると、その様式から昭和61年4月以降に使用されたものであると考えられ、申立内容と符合しない。

また、制度上、外国籍の者に対する国民年金加入は昭和57年1月から認められたが、当初は、同時点以降しか加入資格期間として算定されていなかったところ、61年4月に法改正され、56年12月以前の20歳以上60歳未満の期間が合算対象期間とされたが、本件の場合、57年1月時点においては、申立人は既に36歳であり、申立人の妻は37歳であったことから、加入後60歳到達

まで国民年金保険料を完納しても受給資格期間である25年を満たすことはできなかったところ、この法改正により年金受給権を確保できることが可能となったことを受けて加入手続を行ったものと考えられることから、申立人の加入時点は、少なくとも61年4月以降と考えるのが相当である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月10日に、A市B区において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、57年1月から59年9月までの期間の国民年金保険料は制度上納付することができず、また、同年10月から61年3月までの期間の定額保険料は、過年度納付することは可能であるものの、保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、当該期間の保険料については、さかのぼって納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人は、加入当初から付加保険料も納付していたと申し立てているところ、付加保険料については、制度上、さかのぼって納付することはできず、オンライン記録及びA市B区保存の国民年金被保険者名簿を見ると、付加年金の加入日は昭和61年10月1日と記録されており、国民年金手帳記号番号払出時期とおおむね符合する上、その直前の申立期間②に当たる同年4月から同年9月までの定額保険料は、62年9月に過年度納付していることが確認できることからみても、この時点で申立期間②の付加保険料は納付することができなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び同年4月から同年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から61年3月まで
② 昭和61年4月から同年9月まで

昭和57年1月ごろに、外国籍の者も国民年金に加入できることを知ったので、私が、区役所で夫婦二人分の加入手続を行ったはずである。

また、将来少しでも多くの年金をもらいたかったので、加入当初から付加保険料も加えた納付書を発行してもらったはずである。

申立期間の保険料は、私が、1か月ごとに、自宅近くの銀行で、夫婦二人分を一緒に納付したはずと思う。

加入当初から、夫婦で付加保険料も合わせて夫婦二人分を納付していたはずなのに、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされ、また申立期間②の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月ごろ、区役所で夫婦二人の国民年金加入手続を一緒に行ったと申し立てている。

しかし、その際、交付を受けたとする年金手帳を見ると、その様式から昭和61年4月以降に使用されたものであると考えられ、申立内容と符合しない。

また、制度上、外国籍の者に対する国民年金加入は昭和57年1月から認められたが、当初は、同時点以降しか加入資格期間として算定されていなかったところ、61年4月に法改正され、56年12月以前の20歳以上60歳未満の期間が合算対象期間とされたが、本件の場合、57年1月時点において、申立人は既に37歳であり、申立人の夫は36歳であったことから、加入後、60歳到達まで国民年金保険料を完納しても受給資格期間である25年を満たすことはできな

かったところ、この法改正により年金受給権を確保できることが可能となったことを受けて加入手続を行ったものと考えられることから、申立人の加入時点は、少なくとも61年4月以降と考えるのが相当である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月10日に、A市B区において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、57年1月から59年9月までの期間の国民年金保険料は制度上納付することができず、また、同年10月から61年3月までの期間の定額保険料は、過年度納付することは可能であるものの、保険料納付を担っていた申立人は、当該期間の保険料については、さかのぼって納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人は、加入当初から付加保険料も納付していたと申し立てているところ、付加保険料については、制度上、さかのぼって納付することはできず、オンライン記録及びA市B区保存の国民年金被保険者名簿を見ると、付加年金の加入日は昭和61年10月1日と記録されており、国民年金手帳記号番号払出時期とおおむね符合する上、その直前の申立期間②に当たる同年4月から同年9月までの定額保険料は、62年9月に過年度納付していることが確認できることからみても、この時点で申立期間②の付加保険料は納付することができなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から33年2月28日まで
オンライン記録によると、A社における厚生年金保険加入期間について、昭和33年6月9日に脱退手当金を受給したことになる。
脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年6月9日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計9ページ(178人)に記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した11人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め6人みられ、6人全員が資格喪失後5か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 18 日から 42 年 3 月 1 日まで
オンライン記録によれば、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みとされている。

脱退手当金が支給されたとする時期はB市C区に住んでおり、子育てに忙しく手の離せる状態ではなかったため、脱退手当金を受給するためにA社を管轄していたD社会保険事務所(当時)まで行ける状態ではなかったし、そもそも脱退手当金という制度も知らなかった。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年5か月後の昭和44年8月15日に支給決定されているところ、申立人の脱退手当金裁定請求書は同年5月24日に事業所を管轄するD社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、当該裁定請求書を見ると、申立人名義の署名、押印がなされており、記載された住所は当時の申立人の住所地(B市C区)と一致し、脱退手当金は当該住所地に近い郵便局での隔地払い(通知払い)となっていることが確認できる上、当該裁定請求書の「公的年金制度の名称」欄には、昭和42年4月から国民年金に加入した旨の記載が見られるところ、当該加入時期は申立人に係る国民年金保険料が納付され始めた時期と一致しているほか、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことが

えない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名が脱退手当金支給決定直前の昭和44年7月14日付けで旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い変更処理されたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月1日から31年2月18日まで
② 昭和34年4月3日から38年3月26日まで

60歳になり年金の受給手続のため社会保険事務所(当時)に出向いた際、A社及びB社C工場における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を得た。

B社C工場を退職する際、引っ越し及び子供の小学校入学のことで忙しく、脱退手当金の請求手続を行う余裕は無かった。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間の最終事業所であるB社C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和38年7月11日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計11ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし、資格を喪失した14人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め10人みられ、10人全員が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定

される直前の昭和38年5月16日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から管轄の社会保険事務所へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるほか、A社及びB社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 23 日から 54 年 12 月 1 日まで

私は、現在の家（A市）へ引っ越した昭和 52 年 8 月からB社でC職として勤め始めた。勤務先で長男を預かってもらったり、上司の口添えで1才未満の長女を保育園に預けることができたりしたことを記憶している。

B社では、女性が多く勤めていたが、パートのように社会保険に加入していない人はほとんどいなかったと思う。2年以上働いていたこと、及びその間、給与から社会保険料を控除されていたことは確かで、現在、私の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いのは、退職後に社会保険事務所（当時）で失われたのではないかと思う。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中の勤務が確認できる複数の同僚から、「申立人を覚えている」旨の陳述が得られたことから、期間は特定できないものの申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが認められる。

一方、B社が、申立期間当時、C職を厚生年金保険の加入対象としていたことについては確認ができない。

また、申立人に係る国民年金特殊台帳によると、申立人は、申立期間の全期間において、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できること、i) オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金は任意加入(昭和 50 年 2 月 27 日加入)となっており、申立人本人の意志で加入手続が行われたことが推測できること、ii) 申立期間当時、申立人が居住していたA市における国民年金保険料納付方法は「納付書方式」で、申立人の夫は当時厚生年金

保険にも国民年金にも加入していなかったことから(夫の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和55年3月6日)、申立期間に係る国民年金保険料は、申立人あてに送付された納付書により、申立人本人が納付したと考えられることの事情を踏まえると、申立人が、厚生年金保険に加入しながら国民年金保険料を2年余りも納付し続けることは不自然である。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、申立期間中の昭和53年6月19日に社会保険事務所の総合調査を受けていることが認められる。同調査では、健康保険厚生年金保険被保険者名簿と事業所の保管する賃金台帳との突き合わせが行われることから、申立人について、給与から社会保険料が控除されていれば、社会保険事務所の指導により、被保険者資格の取得手続きが行われているはずであるが、その形跡は認められない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月20日から同年10月20日まで

私は、学校を卒業後、昭和23年12月4日にA社B支店に入社し、24年10月19日まで勤務した後、同年10月20日にC社D支店に転職した。

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社B支店における厚生年金保険加入期間について、昭和28年10月8日に脱退手当金を受給したことになるが、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、私の被保険者期間は23年12月4日から24年1月20日までとされており、脱退手当金の計算の基礎となる被保険者期間も当該期間(1か月)が対象となっている。

A社B支店をわずか2か月足らずで退職したはずは無く、申立期間について勤務していたことは間違いない。申立期間は、脱退手当金の計算の基礎とされた厚生年金保険被保険者期間に含まれてないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に被保険者資格を取得していることが確認でき、連絡の取れた複数の同僚は、いずれも「申立人のことは覚えていない」旨陳述している。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録がある期間も含め、申立期間において勤務していたことが確認できる同僚も、「申立人のことは覚えていない」旨陳述しており、申立人の申立期間における勤務についての陳述が得られない。

さらに、申立人は、「A社B支店勤務時の出来事及び上司・同僚の名前は覚えていない。C社D支店には知人の紹介で転職したが、当該知人は既に死亡している」旨陳述しており、申立人が、申立期間においてA社B支店に勤務し、

保険料控除があったことをうかがわせる事情は確認できない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、A社B支店における被保険者資格の喪失日は昭和24年1月20日（喪失原因は解雇）とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から5年6月21日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、平成元年4月1日から5年6月21日までの期間の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険適用事業所でなくなった後で、9万8,000円に遡^{そきゅう}及訂正されている。

A社では設立(昭和59年8月30日)から代表取締役役に就任し、初年度は50万円、次年度からは100万円の報酬を得ていたが、途中で報酬を下げることは一度もなく、社会保険事務所の記録はおかしい。申立期間について、標準報酬月額を実際の報酬額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年4月から同年11月までの期間は47万円、同年12月から5年5月までの期間は53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成5年6月21日)から25日後の同年7月16日付けで、申立期間について遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該遡及訂正は、過去4回(平成元年10月1日、2年10月1日、3年10月1日、4年10月1日)の標準報酬月額の定時決定を超えて行われているほか、平成元年4月の月額変更が新たに追加されていることが確認でき、不自然な処理が行われていることが認められる。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる約1か月前の平成5年5月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している取締役一人について、申立人と同時に標準報酬月額の遡及訂正が行われて

いることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、同社設立時の昭和59年8月30日から同社が解散する平成14年12月3日まで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の適用事業所全喪届に係る手続に当たって、被保険者資格喪失届の提出は指示したが、標準報酬月額の変及訂正については指示した覚えは無い」旨申し立てしているところ、申立人に係る標準報酬月額の変及訂正は、被保険者資格の喪失処理と同時に行われていることを踏まえると、代表取締役であった申立人が変及訂正に関与していなかったとは考え難く、当該変及訂正処理に関して、社会保険事務所が代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額における記録の訂正を認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5774 (事案 2092 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 3 月 27 日から 25 年 9 月 3 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正を申し立てたが、申立期間当時のA社における勤務実態が確認できない等の理由で申立ては認められなかった。

今回、A社の同僚が新たに見つかり、申立期間に私が同社に在籍していたことを証言してくれるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社での申立期間の勤務が確認できないこと、及び同社の閉鎖時期及び当時の状況について申立人の記憶が曖昧であること等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社での申立期間の勤務実態を示す新たな周辺事情として、当時の同僚が、それを明らかとする証言をしてくれると申し立てている。

しかし、当該同僚は、「申立人がA社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間に在籍していたか否かは不明であり、当該期間の厚生年金保険料の控除の状況等についても不明である」旨陳述しており、申立期間の在籍等についての事実が確認できず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 10 日から 39 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。同社には昭和 38 年 5 月 10 日から勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、昭和 39 年 3 月 1 日の資格取得日以前からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 39 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、オンライン記録において、A社の事業主及びその妻は、申立期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和 59 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る保険料控除等の状況は確認できない。

加えて、申立期間における保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 36 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。大学を卒業後、父が共同出資者兼取締役であった同社に就職したが、同社は当時から厚生年金保険の適用事業所であり、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が無いのは、納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立人は、A社の共同出資者兼取締役の子であり、申立人は、「父の名代として入社し、給与月額が1万円で、残業手当は無かった」旨陳述しているところ、同社提出の就業規則（昭和 35 年 4 月 26 日届出）には、時間外労働に対する割増賃金の規定が確認でき、同社において申立期間に被保険者記録が有る複数の同僚は、残業手当は支給されていたとしていることから、申立人とほかの被保険者記録が有る従業員とでは、社内における立場及び雇用条件が異なっていたことがうかがわれる。

また、申立人は、A社において、B業務を担当していたとしており、申立人及び同僚によると、事務所内で勤務していた従業員は4人から6人程度という少人数であったことから、同事務所内で勤務していた社会保険事務担当者は、申立人が勤務していたこと及び申立人の厚生年金保険料の事業主に対する納入告知が行われていないことを認識していたと推認されることから、当該事務担当者が、共同出資者兼取締役の子という、ほかの従業員とは異なる立場にあつ

た申立人の給与から、約2年間にわたって厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

さらに、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、同社の共同出資者兼取締役であった申立人の父、並びに申立期間当時の代表取締役及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 4 日から 35 年 4 月 4 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 8 月 31 日から 38 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①については、昭和 34 年 4 月 4 日から A 社に勤務した。

申立期間②については、A 社に勤務した。

申立期間③については、昭和 38 年 2 月 28 日まで継続して B 社に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社の当時の事業主の子の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 35 年 4 月 4 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人は、「昭和 35 年 4 月ごろ、当時の事業主に依頼して 1 年間さかのぼって社会保険の加入手続をしてもらった。さかのぼった期間の保険料は負担していない」と陳述しているが、前述の被保険者名簿を見ると、A 社は、さかのぼって被保険者資格を取得することができない任意包括の適用事業所として適用を受けていることが確認できる。

さらに、A 社の当時の事業主及び元従業員は、既に死亡又は連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認す

ることはできない。

申立期間②については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の記録は無く、申立人の勤務は不明である。仮に申立人が当社に勤務していたとしても、社会保険に加入させていない従業員の給与から保険料を控除することは考えられない」としている。

また、A社の当時の事業主及び元従業員は、既に死亡又は連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間当時に被保険者資格を取得した者は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、B社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務を確認できる回答は得られない。

また、当該被保険者名簿において、申立期間に3人が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、当該3人について、いずれも覚えていないとしている。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間前に被保険者資格を喪失した複数の元従業員は、「自身のB社に係る資格喪失日は記憶と一致している」と陳述している。

加えて、B社は、昭和44年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月から 33 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B支店は、昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が申立期間にA社B支店で一緒に勤務していたとする同僚が、同社B支店において被保険者資格を取得した日は、同社B支店の新規適用日と同一日であり、当該資格取得日以前の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が申立期間当時にA社B支店の責任者であったとする者について、申立人は姓のみしか記憶していないため、同人から申立人の申立期間における保険料控除等について確認することはできない。

加えて、A社本店及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の加入記録は見当たらない上、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、両名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月1日から28年6月1日まで
② 昭和28年9月30日から29年12月1日まで

私は、昭和26年1月にA社に入社した。当時一緒に勤務していた先輩は、同年12月1日から同社で厚生年金保険に加入しているが、私の資格取得日は28年6月1日となっている（申立期間①）。

また、A社では、昭和29年11月末まで勤務していたのに、資格喪失日が同年9月30日となっている（申立期間②）。

申立期間はA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚は、「申立人は、当時、私の助手として一緒に働いていた」旨の陳述をしていることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は当時、同社において勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①に在籍していた同僚を抽出し、連絡先の判明した17名に文書照会を行ったところ、これら同僚からは「当時は、入社後2年から3年は助手として勤務し、その後に本雇いになった。助手の期間は社会保険に加入してもらえなかったと思う。私自身も入社して一定期間は厚生年金保険に加入していない」旨の陳述が得られた。

このことから、A社では、当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（払出票）によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記号番号は、資格取得日が昭和28年6月1日として払い出されていることが確認できる上、申立人の番号に連続し

て払い出されている厚生年金保険被保険者記号番号が、同日付けで同社において資格を取得している者に付番されていることも確認でき、これらの記録に不自然な点も見当たらない。

また、A社の事業主は既に死亡しているほか、同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況及び保険料控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできず、このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間後に勤務したB社に転職する直前までA社において勤務していたと申し立てているが、上記のとおり事業主も既に亡くなっている上、同僚からも申立期間における同社での在職をうかがわせる陳述を得ることができず、申立人の申立期間における在職を確認することはできなかった。

一方、A社は昭和29年4月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降の期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間に当たる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和28年9月30日と記録されているところ、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても申立人の同社での資格喪失日はオンライン記録と一致していることが確認でき、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について記憶していないほか、事業主は既に死亡しており、同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

なお、A社は、申立期間中の昭和29年4月にC社とD社に分割されていることから、両社に係る被保険者名簿もそれぞれ調査したが、申立人に該当する記録は確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から同年 12 月 25 日まで

私は、昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 1 月 31 日まで A 社 B 支店に継続して勤務していた。しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では資格取得日が 44 年 12 月 25 日になっており、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 支店に昭和 44 年 10 月に入社したと申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年 11 月 1 日以降の期間については、同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A 社 B 支店保管の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の同社における資格取得日は昭和 44 年 12 月 25 日となっていることが確認できる上、同社は、「当該通知書にあるとおりの日付で申立人に係る資格の取得の届出を行っており、申立期間における保険料は控除していなかったと考えられる」旨回答している。

また、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況及び保険料控除など、当時の事情を明らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月ごろから 35 年 7 月ごろまで

私は、A社を退職後B県で、昭和 31 年秋ごろから 3 年間又は 4 年間、C社でD職として働いた。その会社名はおそらくE社であり、B県F市に所在していたこと及び社長の氏名も記憶している。当時、健康保険被保険者証は交付されていたし、給与から厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていたように思う。

申立期間に当該事業所で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の事業所名は正確には記憶していないが、E社であったと申し立てているところ、申立人主張の事業主名、所在地及び事業内容が一致する「G社」という事業所が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は、G社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、オンライン記録において、B県でG社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらないほか、社名変更後のH社、C社及び申立人主張のE社などの事業所名による事業所検索も行ったが、これら事業所が申立期間当時に適用事業所であったとする記録は見当たらない。

なお、厚生年金保険法上、当時、I業種は非適用業種に当たることから、申立人が勤務していたC社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが考えられる。

一方、上記のH社の事業主は、平成 11 年 1 月までの期間において、申立人主張の事業主名と一致しているものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の約 20 年後の昭和 54 年 12 月 20 日である上に、当該事業

主も申立期間中の 35 年 3 月までは厚生年金保険に加入しておらず、同年 4 月 26 日からほかの事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

なお、上記の事業主は、既に亡くなっており申立人の保険料控除等について確認することはできないほか、H社の現在の事業主も「申立期間当時の資料が無く不明である」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 7 日から 11 年 3 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、両社に常勤で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間のうち、平成 10 年 5 月 21 日から 11 年 3 月 5 日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成 10 年 4 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、上記期間は適用事業所ではない。

また、B社については、申立人の雇用保険の加入記録は無く、申立人の同社における勤務は確認できない上、同社も、平成 10 年 4 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

さらに、A社又はB社が適用事業所ではなくなった後もこれらの事業所で継続して勤務していたと陳述している元従業員のうち二人は、オンライン記録により、両社が適用事業所ではなくなった平成 10 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる上、そのうちA社に勤務していた一人は、同社が適用事業所ではなくなる際に、国民年金及び国民健康保険への加入について会社から説明があったと陳述している。

加えて、申立人から提出されたA社に係る平成 11 年分源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、同年の雇用保険料額とおおむね符合し、厚生年金保

険料が含まれているとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月9日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、試用期間であった申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に照会したところ、試用期間であっても厚生年金保険に加入していると聞いたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の退職証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に、試用期間として同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除は確認できない。

また、複数の同僚が、申立人の採用形態は昭和28年4月1日の高卒新規採用者と同じであったと陳述しており、申立人自身も「私は高卒入社1期生であった」と陳述しているところ、同日付で申立人と同様にA社B支社管内の事業所に採用された4人についてみると、いずれも3か月から4か月の試用期間が有り、同期間は厚生年金保険に加入していない。

一方、昭和29年4月1日付けで採用された高卒新規採用者二人についてみると、いずれも試用期間を経て正社員になったと陳述しているものの、同日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの状況について、A社では、「試用期間の従業員も厚生年金保険に加入させる取扱いをいつから開始したかは不明である。」としていることから、少なくとも、同社では、昭和28年4月の採用者については、試用期間は厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月から37年5月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

昭和33年9月ごろにA社に入社し、B職及びC職として、同社の出張所(現場)を回った。各出張所には事務担当者がいたので、厚生年金保険に加入していないということはないと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元社員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社のD現場で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「自身は、A社の社員ではなく、現場で採用された日給労働者であった」と陳述しているところ、A社では、「申立期間当時、B職は、現場採用の日給労働者である可能性が高く、その場合、健康保険(E国民健康保険組合)と雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる」としている。

また、前述の元社員は、「自分は、F業務及びG業務を行っていた。申立人は、当時、C職であり、現地採用の日給労働者であったので、厚生年金保険には加入していなかった」と陳述している。

さらに、別の複数の元社員も、「申立期間当時、B職等のH職社員は、現地採用の日給労働者であり、厚生年金保険に加入させることはなかった」と陳述している。

加えて、A社は、申立人に係る人事記録等を保管しておらず、申立期間の保険料控除等は不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月1日から平成3年1月11日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間の始期に当たる昭和60年6月1日に経営者がB社からA社に変わったが、申立期間も継続してC事業所で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在職証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和60年6月1日に同社で資格を喪失している22人の従業員のうち16人は、同年10月21日にA社で資格を取得しているが、両日の間の期間に同社で資格を取得しているB社の元従業員はならず、A社の元役員は、「当該期間は、勤務状況を見定める期間であり、厚生年金保険に加入させていなかった」旨陳述している。

また、D市の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和62年6月1日以降の期間については、国民健康保険に加入していることが確認できる。なお、申立人は、上記期間に国民年金には加入していないが、同日の時点で既に老齢年金の受給資格を満たしており、国民年金の強制加入対象者ではなかった。

さらに、申立人は、昭和60年6月1日にB社において厚生年金保険の資格を喪失した後、E社会保険事務所に行ったことを覚えていると陳述していることから、申立人は、資格の喪失に伴って健康保険の任意継続被保険者の手続をし、同制度の最長期間(2年間)の満了時に当たる62年6月1日から国民健

康保険に加入した可能性もうかがえる。

加えて、B社及びA社の両社で被保険者記録の有る元従業員の一人は「経営者がA社に変わってからしばらくの間は厚生年金保険に加入できない期間があり、この間は国民年金と国民健康保険に加入していた。その後、希望者は厚生年金保険に加入することとなった」と陳述しているところ、オンライン記録により、同人は、昭和60年6月から61年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人提出の「平成3年度市・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」において、「社会保険料・小規模」欄に記載されている保険料額は、その金額から、厚生年金保険料を含むものとは考えられない。

さらに、A社は、「会計及び給与関係書類を滅失したため、申立人の申立期間に係る保険料控除等は不明である」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 15 日から 40 年 3 月 15 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 店を経営していた B 社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は C 職として勤務していたが、健康保険証ももらっていたと思うので正社員であったはずである。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の親族の陳述から判断して、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月から 40 年 2 月ごろまでの期間については、申立人が B 社の C 職として勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所において、B 社及び A 店という名称では、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、両社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、B 社は D 事業を行っていたと陳述しているところ、厚生年金保険法において、D 事業などの E 業種は、強制適用の対象業種とはされていない。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人は事務担当者等の名前を明確に覚えていないため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月1日から30年12月1日まで
② 昭和31年1月から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、父親の友人の紹介でA社に入社し、約8年間勤務した。

申立期間②は、公共職業安定所の紹介でB社に入社し、C職として勤務した。

いずれの会社でも正社員であったと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、A社に勤務したことが推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、事業主は、「A社は適用事業所ではなく、自身は国民年金制度が発足した昭和36年から国民年金に加入した」と陳述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについては分からない。健康保険被保険者証の取得及び使用についても記憶が無い」としている。

申立期間②については、申立人は、B社でC職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の

状況は確認できない。

また、申立人は、同僚等の氏名を覚えていないため、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格の有る元従業員に照会し、5人から回答を得たが、いずれも申立人を覚えていない。

さらに、B社の現在の事業主は、「当時は、入社後一定期間の勤務状況を見てから正社員に採用し、それと同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた。申立人は、この試用期間中に退職したのではないかと思われる」と陳述しているところ、複数の元従業員も3か月から6か月程度の試用期間があったとしており、このうちの一人は、申立人のようなC職の試用期間は6か月程度であったと陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年から35年ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間は、A社でB業務に従事していた。当時専務をしていた社長の息子は、中学校の同級生であった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和49年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び申立人が中学校の同級生であったとする専務は既に死亡しているため、同社における申立人の勤務実態及び保険料控除は確認できない。

また、申立人は、A社での上司及び同僚を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し10人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、申立人は、A社においてB業務を担当していたとしているところ、上記元従業員のうち申立期間を含む期間にB業務を担当していたとする者は、「B業務は自分を含む3人で行っていた。その中に申立人はいなかった」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月1日から29年8月1日まで
② 昭和29年12月16日から30年5月6日まで

私は、昭和28年10月1日から30年5月6日までの期間、A社B事務所（現在は、C社D事務所）のE船に乗り勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、29年8月1日から同年12月16日までの期間以外は厚生年金保険に未加入とされている。

B事務所が発行したE船の乗船証明書があるので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人がE船に乗り勤務していたことは、申立人が提出したA社B事務所発行の「乗船証明書」により確認できる。

しかし、申立期間①当時、B事務所に勤務していた同僚3人は、「B事務所において厚生年金保険に加入するE職になる前に、F職として勤務した」と陳述しており、その内の2人は「B事務所では、F職として採用後、一定期間を経て、厚生年金保険に加入するE職の雇用契約をしていた」と陳述している。

また、C社D事務所の総務担当者は、「申立期間当時、F職のほかに、厚生年金保険に加入するE職の雇用形態があった」と陳述している。

さらに、申立人は、「申立期間①当時の給与の支払方法は、何週間に1回であった」と陳述している。

これらの状況から、申立人は、申立期間①当時は厚生年金保険に加入していないF職であったと考えられる。

申立期間②について、C社D事務所の総務担当者は、「申立人は、厚生年

金保険に加入するE職の雇用契約が終了した後も引き続き、F職として勤務したものと考えられる」と陳述しており、このことは、申立期間②当時、B事務所に勤務していた同僚1人が、「B事務所において厚生年金保険の資格喪失後も、F職として勤務した」と陳述していることと符合する。

また、申立人は、「申立期間②当時の給与の支払方法は、何週間に1回であった」と陳述している。

これらの状況から、申立人は、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していないF職であったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月から28年5月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B工場で臨時社員として勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社B工場
で臨時社員として勤務したことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の同社
における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期
間に被保険者記録のある元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた
13人中5人は、「自分も臨時社員であった。臨時社員は、試用期間が有った
ので、入社後すぐには厚生年金保険に加入できなかった」と陳述しているところ、
当該5人が記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日を比較すると、
1人は入社から4か月後に厚生年金保険に加入しており、残る4人は、いずれ
も、入社から約2年後に加入していることが確認できることから、A社B工場
では、申立期間当時、臨時社員については、入社後すぐには厚生年金保険に
加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が唯一名前を記憶している同僚は、A社B工場において厚
生年金保険の加入記録が無い。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠
番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 54 年 8 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で勤務し厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

さらに、A社の事業主は既に死亡しており、申立人が記憶している同僚は、所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

加えて、オンライン記録において、申立人は、申立期間中の昭和 49 年 10 月に国民年金に加入し、同年 4 月から 50 年 3 月までの期間は、申請免除を受け、同年 4 月以降の期間については、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 5 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和 59 年 4 月から 63 年 6 月までB職として継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の事務担当者は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は保存していないが、申立人は、申立期間当時はパート勤務であった。パート勤務者は、雇用保険及び厚生年金保険には加入させていなかった」と陳述しており、同僚も、「A社では、フルタイム勤務者は皆、厚生年金保険に加入していた。申立人は、申立期間当時はパート勤務であった」と同様の陳述をしているところ、当該事務担当者及び同僚が名前を記憶している申立期間当時のほかのパート勤務者の一人についても、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、加入記録が無い。

また、申立人の雇用保険の資格取得日は、昭和 61 年 5 月 21 日であり、厚生年金保険の資格取得日の記録と一致している。

さらに、申立人の国民年金の記録をみると、申立期間の一部である昭和 61 年 4 月に、申請免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 45 年 7 月から 52 年 8 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人のB厚生年金基金の加入記録は、厚生年金保険の記録と同一であり、申立期間は未加入となっている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じ職種の同僚一人も、申立人と同一日の資格の取得及び喪失により申立期間が未加入となっているが、この同僚が所持する市民税明細書に記載されている昭和 51 年の社会保険料額から判断して、同人が当該未加入期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが認められることから、申立人についても同様に、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5794

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月から 36 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、同社にB職として住み込みで勤務したので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の名字しか記憶しておらず、これらを特定することができないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 35 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録から、申立人が申立期間に同協議会で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の任意包括適用事業所となったのは昭和 40 年 10 月 2 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人の後任として昭和 35 年からA社に勤務したとする元社員は、「入社当時、健康保険及び厚生年金保険は無く、昭和 40 年 5 月に、自身の婚姻をきっかけに加入を頼んだ」と陳述している。

さらに、当該元社員及び申立人は、申立期間当時の社員数は2人から3人であったとしており、昭和 40 年 10 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となった際も任意包括適用であることから、A社は、申立期間当時は厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていなかったものと判断される。

加えて、A社は、申立期間当時の予算表に、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担分に係る予算は計上されていないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月30日から平成3年10月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務し厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する社員証から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務したことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の元事業主に照会を行ったが回答は無く、そのほかの役員の所在は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から平成元年12月まで国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる上、申立期間を含む昭和60年10月31日から平成7年2月2日まで国民健康保険に加入していることがB市の記録により確認できる。

加えて、申立人がA社で上司であったとする者は、申立期間において厚生年金保険の記録が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月ごろから34年12月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B事業所で勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。同社には、現地採用の臨時雇用員として入社し、B事業所でC業務に従事したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当社の人事記録に申立人の氏名が確認できないことから、申立人は正社員ではなかったと考えられる。申立期間当時、現地採用の臨時雇用者は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった」としており、申立人自身も「現地採用の臨時雇用員として入社し、D事業が終了するまでの雇用期間であった」と陳述している。

また、A社は、申立期間当時の臨時雇用者に係る記録を保存しておらず、申立人は当時の同僚等を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態等は確認できない。

さらに、A社は、B事業所は本社管轄であり厚生年金保険等の手続は本社で行っていたとしているところ、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月 1 日から 62 年 2 月 1 日まで
② 昭和 62 年 6 月 26 日から 63 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 58 年 3 月 20 日から平成 12 年 9 月 1 日まで継続して勤務したので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の事業主は、「申立人は、当初、当社の下請業者であり、昭和 58 年 3 月にいったん入社し、社員として勤務した。その後退職して、申立期間当時は再び当社の下請業者となっており、直接的な雇用関係は無かった」と陳述しており、元従業員二人も、「申立人は、下請業者であり社員ではなかった」と陳述している。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人は、昭和 59 年 7 月 1 日に資格を喪失していることが認められるほか、同通知書及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の双方において、資格の喪失に併せて健康保険証が返納されたことを示す記載が認められる。

さらに、A社が保管する昭和 59 年度、60 年度及び 61 年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、雇用保険の記録における申立人のA社における離職日は、昭和 59

年6月30日であり、厚生年金保険の記録と整合している。

申立期間②についても、申立人は、A社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の事業主は、「退職理由は記憶していないが、当社を辞めたことは確かである。また、申立期間当時は当社の下請でもなかった」と陳述しており、元従業員の一部も、「申立人は、申立期間当時、会社に入出入りしていなかった」と陳述している。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間に係る資格の喪失に併せて申立人の健康保険証が返納された記載が認められる。

さらに、A社が保管する昭和62年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月14日から20年9月20日まで

私は、勤労働員学徒として昭和19年11月14日からA社においてB職として従事し、20年3月31日にC学校を卒業後、同年4月1日に引き続き社員として採用され、同年9月20日まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が、昭和19年11月14日に被保険者資格を取得し、20年9月20日に被保険者資格を喪失したことが確認できるが、「労働者年金保険の記号番号」の欄が空欄であるため、健康保険の被保険者であったことのみが確認できる。

また、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、勤労働員学徒は健康保険法の適用はあっても、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとされていたため、申立期間のうち、申立人がC学校に在籍していたとしている昭和19年11月14日から20年3月31日までは、労働者年金保険被保険者とならない期間である。

さらに、申立人は、「昭和20年3月31日にC学校を卒業後、同年4月1日に引き続き社員として採用され、同年9月20日まで勤務していた」と申し立てているものの、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明であるほか、当該被保険者名簿から抽出した被保険者資格の

取得日及び喪失日が申立人と同一日である複数の同僚も当該期間において厚生年金保険の加入記録は無く、所在不明であるため、これらの者からは申立期間における厚生年金保険への加入手続の有無及び保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、当委員会において申立人から直接意見の陳述を受けたが、申立人は社員として採用されたとしている昭和 20 年 4 月 1 日以降の給与月額及び厚生年金保険料の控除について記憶しておらず、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 16 日から 44 年 12 月 18 日まで
② 昭和 45 年 2 月 16 日から同年 10 月 30 日まで
③ 昭和 46 年 6 月 16 日から 47 年 7 月 16 日まで
④ 昭和 48 年 4 月 1 日から 53 年 8 月 20 日まで

私は、申立期間①において、A社B工場でC職として勤務し、月額7万円の給与をもらっていたのに、標準報酬月額の記録が1万4,000円から4万2,000円となっている。

申立期間②において、D社でE職として勤務し、月額12万円から13万円の給料をもらっていたのに、標準報酬月額の記録が3万6,000円となっている。

申立期間③において、F社でG職として勤務し、月額20万円以上の給料をもらっていたのに、標準報酬月額の記録が7万6,000円から9万2,000円となっている。

申立期間④において、H社でI職として勤務し、月額20万円から30万円の給料をもらっていたのに、標準報酬月額の記録が7万2,000円から24万円となっている。

それぞれ、実際にもらっていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源

泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同年代の12人の同僚に係る標準報酬月額を調査したところ、資格取得時、その後の定時決定及び随時改定において、申立人の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの同僚と異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人と同じ仕事をしていた同僚は、「面接の時に私から希望給与を2万円と言ったら、担当者からは厳しいと回答があり、昭和39年11月に採用された時の給与は2万円以下だったのを覚えている。また、私が47年に結婚する際、妻に給与は6万円と言ったのを記憶している」と陳述している。

さらに、申立人と同じ昭和39年に被保険者資格を取得しているほかの複数の同僚も、「入社時の給与は2万円以下であった」としている。

申立期間②について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同年代の9人の同僚に係る資格取得時の標準報酬月額を調査したところ、3万3,000円の者が5人、申立人と同じ3万6,000円の者が3人、4万5,000円の者が1人となっており、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの同僚の標準報酬月額と異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、資格取得時の標準報酬月額が4万5,000円であった同僚からは、「私は、経験者だったので、J職という立場で採用されたが、申立人は役職には就いていなかった。私の入社当時の給与は、残業手当を含めて4万円から5万円ぐらいだった」と陳述している。

申立期間③について、K厚生年金基金及びL健康保険組合の記録によると、いずれも、申立人はF社において被保険者資格を取得した昭和46年6月16日の標準報酬月額は7万6,000円、同年10月の改訂で9万2,000円、47年7月17日に資格を喪失と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同時期の昭和46年6月に資格を取得している者は101人確認できるところ、このうち99人の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも申立人と同じ7万6,000円となっていることが確認できる（ほかの2人は6万円が1人、5万6,000円が1人）。

さらに、上記99人について、昭和46年10月の定時決定の記録をみると、57人に定時決定の記録が見られるものの、申立人の標準報酬月額のみが、ほ

かの同僚と異なり低額であるという事情は見当たらない。

申立期間④について、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和48年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が、申立人以外に3人確認できることから、これら3人の資格取得時の標準報酬月額を調査したところ、いずれも、申立人と同額の7万2,000円となっており、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの同僚の標準報酬月額と異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間④当時、H社の上司は、「入社当初から上司であった私の給与（昭和48年ごろの給与は12万円ぐらいであったと陳述しており、上記被保険者名簿で記録されている同氏の同年11月以降の標準報酬月額は14万2,000円）より多い給与をもらっていたとは考えられない」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間①、②、③及び④における事業所に係る給与明細書等を所持しておらず、当該期間に係る保険料控除額については記憶に無いとしているほか、同僚からも当時の給与明細書等の提示は無く、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
② 昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①において、A社で昭和 54 年 5 月 1 日からB職として勤務していた。同年 5 月の給与は中途入社だったので 15 万円ぐらいだったと思うが、同年 6 月から 55 年 7 月までは 25 万円から 26 万円の給与をもらっていたと記憶している。

申立期間②において、C社で昭和 62 年 8 月 25 日からD業務に従事していた同年 8 月の給与は中途入社だったので 18 万円ぐらいだったと思うが、同年 9 月から 63 年 9 月までは 30 万円前後の給与をもらっていたと記憶している。

それぞれ、実際にもらっていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、オンライン記録から、A社で昭和 54 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が、申立人以外に 3 人確認できることから、これら 3 人の資格取得時の標準報酬月額を調査したところ、1 人が申立人

と同じ15万円、2人が18万円となっており、その後の定時決定及び随時改定において、申立人と同額又はほぼ同額に改定されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの同僚と異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A社からは、「申立人のようなB職の場合は、日給に出勤日数を掛けたものを資格取得時の標準報酬月額として届け出していた。給与支給額は、それに現場手当、D職手当及び時間外手当を加えたものであった。しかし、給与から源泉控除した保険料額は、届け出た標準報酬月額に基づく保険料しか控除しておらず、それ以上の控除はしていない」と陳述している。

申立期間②について、オンライン記録から、C社で昭和62年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が、申立人を含め8人確認できることから、これら8人の資格取得時の標準報酬月額を調査したところ、1人は8万円、1人は13万4,000円、1人は17万円、申立人を含めた5人は18万円となっており、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの同僚と異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、C社提出の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、昭和62年8月25日に標準報酬月額18万円で資格を取得となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、標準報酬月額が、さかのぼって訂正された等の事情は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間①及び②における事業所に係る給与明細書等を所持しておらず、当該期間に係る保険料控除額については記憶に無いとしているほか、同僚からも申立期間当時の給与明細書等の提示は無く、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 10 月まで
② 昭和 58 年ごろ
③ 昭和 59 年ごろ
④ 昭和 61 年から同年 9 月まで
⑤ 昭和 62 年 4 月から 63 年 1 月まで

私は、申立期間①は、A社でB職として、その後、申立期間②はC社、申立期間③はD社、申立期間④はE社、申立期間⑤はF社において、いずれもG職として勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、いずれの期間も厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の申立期間当時の社長及び会計責任者の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の社長及び会計責任者は、「申立期間当時、入社後3か月の試用期間を設けており、申立人はこの期間中に退職したと思う。厚生年金保険の加入手続をしていない者の給与から保険料を控除することはない」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間②について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同

僚 12 人を抽出調査したところ、回答があった 7 人は、いずれも申立人が同社に勤務していたことを記憶しておらず、これら同僚から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。

また、これら同僚のうち複数の同僚は、「申立期間当時、同社では G 職には 3 か月ほどの試用期間があった。会社が給与から保険料を控除しているのに厚生年金保険に加入させないことはないはずである」旨陳述している。

さらに、申立期間当時、C 社が加入していた H 厚生年金基金及び I 健康保険組合は、「保管している申立期間当時の資料を確認したところ、申立人の記録は無い」旨回答している。

加えて、C 社は既に廃業している上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、上記名簿において、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人の C 社における勤務期間の記憶も曖昧であり、申立期間当時の同僚の氏名等も記憶していない。

申立期間③について、D 社は、「申立期間当時の社員名簿等が保存されていないので、申立人の在籍は明らかではない。当時、当社では 3 か月の試用期間を設定していたことから、申立人は試用期間中に退職したのではないかと思う。加入手続をしていない者の給与から保険料を控除することはない」と回答している。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚 13 人を抽出調査したところ、回答があった 7 人は、いずれも申立人が同社に勤務していたことを記憶しておらず、これら同僚から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。さらに、これら同僚のうち複数の同僚は、「申立期間当時、同社では運転手には 3 か月ほどの試用期間があった。会社が給与から保険料を控除しているのに厚生年金保険に加入させないことはないはずである」旨陳述している。

加えて、申立期間当時、D 社が加入していた I 健康保険組合は、「保管している申立期間当時の資料を確認したところ、申立人の記録は無い」旨回答している。

また、上記名簿において、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人の D 社における勤務期間の記憶も曖昧であり、申立期間当時の同僚の氏名等も記憶していない。

申立期間④について、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚 12 人を抽出調査したところ、回答があった 5 人は、いずれも申立人が同社に勤務していたことを記憶しておらず、これら同僚から、申立人の申立期間に

おける勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。また、これら同僚のうち複数の同僚は、「申立期間当時、同社では運転手は3か月から6か月ほどの試用期間があった。会社が給与から保険料を控除しているのに厚生年金保険に加入させないことはないはずである」旨陳述している。

さらに、E社は既に廃業している上、申立期間当時の事業主から回答を得ることができなかったため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

加えて、上記名簿において、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、申立人のE社における勤務期間の記憶も曖昧であり、申立期間当時の同僚の氏名等も記憶していない。

申立期間⑤について、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚は、「申立期間当時、G職は日給制のアルバイトであり厚生年金保険に加入していなかったと思う。給与から保険料控除されていれば厚生年金保険に加入しているはずである」旨陳述している。

また、F社の申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、同社も既に廃業していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 26 日から 54 年 9 月まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日から 54 年 9 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務した。しかし、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社 C 支店から同社 D 支店に異動した時期と思われる 52 年 10 月 26 日である旨の回答をもらった。同社を 27 歳で退職し、約 1 か月後の 54 年 10 月に E 社を開業しているのので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 54 年 9 月まで勤務したため、同年 9 月が正しい資格喪失日であると申し立てている。

しかし、F 厚生年金基金の加入記録における申立人の資格喪失日は昭和 52 年 10 月 26 日であり、また、雇用保険の記録による申立人の離職日は同年 10 月 25 日となっており、いずれも社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 52 年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされているところ、申立人の欄には健康保険被保険者証を返納したことを示す「返」の記録が確認できるほか、その後、同社で被保険者資格を再取得した記録は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立期間当時に A 社の人事総務部に所属した同僚は、「給与及び社会保険に関する手続は、本部で一括して行っていたので、異動に伴う厚生年金保険の資格喪失手続を行うことは無く、退職以外の理由で厚生年金保険の資格喪失手続を行うことはなかった」と陳述し、また、ほかの同僚は、「資格喪失手続は、退職者から健康保険被保険者証が返納された後に行っていた」と陳述

している。

また、A社を吸収合併したB社の人事担当者は、「A社に関する人事資料等が保存されていないため、申立人の退職日は不明である」としており、申立期間当時の同社の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 1 日から 38 年 9 月 2 日まで

私は、A社の幹部社員の紹介で、昭和 29 年 12 月から同社B事業所でC職として勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の資格取得日が 38 年 9 月 2 日となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立期間当時、申立人がA社でC職をしていたことが推認できる。

しかしながら、申立人提出の「昭和 37 年分報酬、料金及び賞金の支払調書」によると、A社B支店から申立人に報酬が支払われているものの、報酬の 10 パーセントの所得税のみが源泉徴収されており、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した申立人と同一日の昭和 38 年 9 月 2 日に被保険者資格を取得している同僚は、「私もC職だったが、昭和 37 年 4 月の入社時、会社から社員ではないという説明を受けた。社会保険に加入できないことは知っており、自分で国民健康保険に加入していた。会社はきちんと手続をしており、自分の厚生年金保険の記録に間違いはない」と陳述している。

これらのことから判断すると、申立人について、厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 38 年 9 月 2 日までは、事業主が厚生年金保険の資格取得届を提出せず、保険料を控除してなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 8 日から 41 年 1 月 14 日まで
② 昭和 42 年 3 月 27 日から同年 8 月 25 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A社及びB社での厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和42年11月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、B社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い上、強制加入期間があるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和60年12月9日であることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から34年4月26日まで
② 昭和35年2月8日から38年8月26日まで
③ 昭和42年7月1日から同年8月4日まで
④ 昭和43年2月1日から同年5月23日まで
⑤ 昭和43年12月16日から44年7月1日まで
⑥ 昭和44年9月1日から45年3月25日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社、B社、C社、D社及びE社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、E社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後の昭和47年3月7日に支給決定されていることが確認できるところ、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた被保険者期間を支給対象期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人は、外国籍のため昭和57年1月まで国民年金への加入資格は無かったことから、申立期間に係る脱退手当金の支給決定がなされた47年3月7日の時点では、15年以上の厚生年金保険被保険者期間（女子に係る厚生年金保険の中高齢者の特例）が無ければ、年金を受給できなかったところ、E社を退職後、58年4月1日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当

金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いとする申立人の主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年11月1日から26年9月11日までの期間及び同年9月18日から30年5月5日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から41年1月17日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月1日から26年9月11日まで
② 昭和26年9月18日から30年5月5日まで
③ 昭和32年4月1日から41年1月17日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、B社が開設された昭和32年4月1日から42年6月11日まで同社にE職として勤務していたが、社会保険事務所の記録では、当該期間のうち、41年1月17日から42年6月11日までの期間のみ、B社での厚生年金保険の被保険者であったことにされているので、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、給付記録欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和30年7月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む計7ページに記載された女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和30年5月5日の前後1年以内に受給要件を満たし資格を喪失した26人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め14人であり、うち申立人を含む11人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③について、B社という名称では、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い上、C団体は、「申立人は、昭和32年4月1日にD制度の加入者の資格を取得後、38年4月1日に同資格を喪失している」旨回答している。

また、申立人がB社の同僚として名前を挙げた者は、「B社では、厚生年金保険ではなくD制度に加入していた。申立人は、私より前に同社を退職したと思う」旨陳述しているところ、C団体は、「当該同僚は、昭和39年2月11日にD制度の加入者の資格を喪失している」旨回答している。さらに、申立人がB社の同僚として名前を挙げた別の者も、「B社では、厚生年金保険ではなくD制度に加入しており、一時金を請求したことを覚えている。私が同社に勤務した最初の一年間だけ申立人と一緒に勤務していた記憶が有り、申立人は、私より前に同社を退職したと思う」旨陳述しているところ、当該同僚は、昭和37年4月ごろから40年5月ごろまで同社に在籍していたことが、当該同僚の陳述から推定でき、同僚二人が陳述する申立人の同社退職時期は、申立人に係るD制度の加入者資格の喪失日と符合している。

加えて、B社は、「申立期間当時のD制度及び厚生年金保険関係の資料は保管していないが、E職を厚生年金保険に加入させることはない。また、常勤扱いの事務担当者を厚生年金保険に加入させることはあったが、実際に厚生年金保険に加入した人は数人程度であった」旨回答しているところ、同社提出の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社での申立人の厚生年金保険被保険者期間は、社会保険事務所の記録と符合していることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同社での被保険者記録が確認できる同僚 11 人に照会したが、申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 10 月 16 日まで
私は、中学卒業直後の昭和 32 年 4 月に A 社に入社し、B 業務に従事していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 36 年 10 月 16 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる申立人の先輩とされる同僚は、「私は、A 社の前に勤務していた事業所を退職してから約 2 か月後の昭和 36 年 4 月に同社に入社した」旨陳述しているところ、当該同僚は、同年 2 月 19 日に同社の前に勤務していた事業所での厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年 4 月 18 日に同社での被保険者資格を取得していることが、オンライン記録等から確認できる上、当該同僚は、「申立人は、私より半年ぐらい後に入社したと思う」旨陳述しており、当該同僚が記憶する申立人の同社入社時期は、申立人の同社での被保険者資格の取得日と符合している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間の同社在籍が確認できる申立人と同職種であったとする複数の同僚に照会したが、申立期間における申立人の同社在籍に関する陳述は得られなかった。

さらに、A 社は、「当時の事業主であった当社会長にも確認したが、申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答している上、同社での社会保険事務を総括していたとされる役員は既に死亡しており、経理部門の責任者も、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険

料の控除の状況は分からない」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 7 月 15 日から同年 11 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 17 年 7 月に F 地方の A 社から G 県にあった同社関連会社の B 社（現在は、C 社）に転勤となり、同年 11 月まで勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされている（申立期間①）。

また、社会保険事務所の記録では、D 社（現在は、E 社）に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間とされている（申立期間②）。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A 社での資格喪失原因欄に「転勤」との記載が確認できることから、申立人が、同社での厚生年金保険被保険者資格を昭和 17 年 7 月 15 日に喪失後、同社の関連会社であった B 社に転籍した可能性がうかがえる。

しかし、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同社での同僚として名前を挙げた者の被保険者記録も確認できない上、当該同僚は所在不明であるため、申立人の同社での在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚のうち所在が確認できた一人は、「私が昭和 21 年に B 社に入社してから少しの間、申立人と一緒に勤務したことは覚えているが、申立人が申立期間に同社で勤務していたかどうかについては、申立人から聞いたこともないので、分からない」旨陳述している。

さらに、申立人が申立期間の前に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚のうち所在が確認できた一人に対しても、同社及びB社での申立人の勤務実態等を照会したものの、回答を得ることができなかった。

加えて、C社は、「申立期間における申立人のB社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答している。

申立期間②について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間における同社在籍が確認できる同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、複数の同僚は、「申立人は、既に高齢であったため、正社員ではなかったと思う」旨陳述しているところ、申立期間当時にD社の事務担当者であった同僚は、「正社員ではない者は、健康保険被保険者証が必要である等の特別な理由を本人が申し出た場合に厚生年金保険の加入手続を行っていた」旨陳述している。

また、D社の申立期間当時の役員は、「申立人は、既に60歳を超えていたことから、厚生年金保険には加入させていなかった可能性が高い」旨陳述しているところ、申立人は、申立期間の前に勤務している事業所での厚生年金保険被保険者期間中に60歳に到達し、同社での被保険者資格の喪失後に老齢厚生年金の受給権を取得していることが、オンライン記録等から確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、60歳以上の被保険者の記録は確認できない。

さらに、E社は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答している。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月30日から33年8月ごろまで

私は、兄の友人の紹介で昭和31年にA社B工場に入社した。同社を退職した時期は33年8月ごろであったと記憶しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の加入期間が5か月しかない。同僚の一人は、私より先に退職しているのに記録では資格喪失日が私より後になっていると証言している。同社での厚生年金保険の加入期間が短すぎるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる17名の同僚に申立人の勤務状況について聴取したところ、申立人の資格喪失日の約5か月後に資格を喪失している1名の同僚は、「資格喪失日は申立人より後になっているが、申立人より先に退職したと思う」と証言しているが、申立人を記憶している別の同僚は、「申立人が退職した後、C地方出身で申立人と同姓(読み名)の従業員が入社した。この二人が同じ時期に勤務していることは無かった」と陳述し、申立人と同じ読み名の姓である当該従業員の資格取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の資格喪失日の約4か月後の昭和32年4月であることが確認できる。また、残り15名の同僚は、申立人について、「知らない、分からない」、「C地方出身の同姓(読み名)の従業員なら知っている」と陳述しており、申立人も、「私が勤務していた期間に、自分と同じ名前(読み名)の同僚が在籍していた記憶は無い」と陳述している。

さらに、複数の同僚の証言から、A社は、申立期間中の昭和33年2月ごろに事業主が代わり、社名もD社に名称変更しているところ、申立人は、「在籍中に社長が交代したかどうか分からない。退職するまでA社であった」と陳述している。

加えて、申立人が、申立期間を昭和33年8月ごろまでとする退職時期について、申立人は明確に記憶していないことなどから、申立人が、申立期間に、A社に在籍していたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 4 月 1 日から平成 12 年 2 月 29 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、昭和 42 年 10 月 1 日の定時決定において、標準報酬月額が 4 万 5,000 円から 4 万 2,000 円に引き下げられていることが判明した(申立期間①)。また、平成 6 年 10 月 1 日の定時決定においても、標準報酬月額が 53 万円から 50 万円に引き下げられていることが判明した(申立期間②)。申立期間当時、給料が下がった記憶は無い。当時の源泉徴収票を提出するので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社C支店に勤務していた際の標準報酬月額が、資格を取得した昭和 42 年 4 月 1 日の 4 万 5,000 円から、同年 10 月 1 日の定時決定で 4 万 2,000 円に減額され、同額が 43 年 7 月まで継続していることに納得できないとして申し立てている。

しかし、B社は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間①における報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人から提出された昭和 41 年から 46 年までの分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、オンライン記録による標準報酬月額から算定した社会保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社C支店に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって訂正された形跡もない。

申立期間②については、申立人は、A社D部門に勤務していた際の標準報酬月額が、平成5年10月1日に定時決定された53万円から、6年10月1日の定時決定で50万円に減額されており、同額が9年9月まで継続していることに納得できないとして申し立てている。

しかし、B社は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間②における報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人の平成6年9月までの標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級であり、さらに、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、平成7年から10年までの分について、オンライン記録による標準報酬月額から算定した社会保険料額とおおむね一致していることが確認できる。

加えて、A社において被保険者資格が確認できる複数の同僚は、「定年が57歳から60歳に延長されたことに伴い、54歳を超えたところから給与が減額された」と陳述しているところ、同社で申立人と同年代（昭和13年生から18年生まで）の複数の同僚の年金記録をみると、満54歳を迎えた最初の3月を超えた年の改定で標準報酬月額が減額されていることが確認できる。このことから、平成5年*月に54歳になった申立人は、翌年の6年3月以降、給与額が減額されたため、同年10月の定時決定において、標準報酬月額が減額されたものと推測され、申立人が提出した源泉徴収票からも、平成6年分の給与支給総額は同5年分と比べて約290万円減額していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 22 日から 46 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 46 年 10 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から、時期を特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社が保有している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は昭和 39 年 4 月 20 日に被保険者資格を取得し、40 年 4 月 22 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。これについて同社は、「資格喪失日以降に、申立人が当社に在籍していたかどうか不明であるが、在籍していたとしても保険料を控除していたとは考え難い」と回答している。

また、申立人は、A社における勤務について、「パート従業員であった」と陳述しているが、申立期間当時、同社で勤務していたことが確認できる同僚は、「パート従業員には、本人の希望により厚生年金保険に加入している人と加入していない人がいた」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和 43 年 11 月 5 日に国民年金に任意加入し、同年 11 月から 48 年 1 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年7月ごろから22年6月1日まで
② 昭和25年5月1日から29年4月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社(現在は、C社D支店)で勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。昭和20年7月ごろから29年4月ごろまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社及びB社に勤務していた同僚の証言により、時期を特定できないものの、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社D支店は、「当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していたかどうかは分らない。当時の資料は残されておらず、たとえ、勤務実態があっても保険料を控除していたか不明である」と回答している。

また、申立人が提出した「昭和22年春・A社社員一同」と書かれた写真には16人の社員が確認できるが、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同時期の被保険者数は10人の記録しか確認できず、当該写真に写っている同僚のうち、申立人が同じ職種であったと記憶する同僚についても、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。このため、同社では、当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことが推認できる。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和19年10月2日から22年5月31日までの期間に被保険者資格を取得した者は

おらず、また、同年6月1日に被保険者資格を取得した者は申立人を含め10人確認できるが、このうち4人は、当時のA社の役職員名簿で20年2月から21年1月にかけて就任していることが記載されていることから、当該社員は、実際に就業した時期より遅れて被保険者資格を取得していることが確認できる。このため、同社では、実際に就業し始めた時期より遅れて、一定期間期間経過後にまとめて資格の取得手続を行っていたことが推認できる。

申立期間②については、C社D支店は、「『B社三十年史』の記念誌の写真説明により、申立人は、昭和23年4月から26年3月まで勤務していたことが推察できる」と回答しており、申立人のB社における勤務が推認できる。

しかしながら、上記の写真説明により、昭和26年4月以降については、申立人の在籍を確認することができない。

また、C社D支店は、「当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していたかどうかは分らない。当時の資料は残されておらず、たとえ、勤務実態があっても保険料を控除していたか不明である」と回答している。

さらに、「B社三十年史」の記念誌の写真説明により、申立人と共にB社での勤務が推認できる当時の上司及び同僚10人についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で記録された被保険者期間は、同記念誌の写真説明で推認できる在籍期間と一致しておらず、全員が在籍を推認できる時期より前の時期に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人は、「退職時期の従業員は15人前後であった」と陳述しているが、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で昭和26年5月1日に被保険者資格を有する者は男性4人のみであり、その後、男性数人の増減があり、29年7月1日に女性1人が同資格を取得しているものの、同時期の被保険者数は計10人であることが確認できることから、同社では、申立期間②においても、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 26 日から 45 年 8 月 25 日まで
私は、A社（現在は、B社）に昭和 38 年 10 月 21 日から 45 年 8 月 25 日まで経理担当の事務職として勤務した。しかし、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間の厚生年金保険が未加入とされており、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に経理担当の事務職として継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人のA社における資格取得日（昭和 38 年 10 月 21 日）及び資格喪失日（昭和 38 年 11 月 25 日）はオンライン記録と一致していることが確認でき、B社は、「申立人は昭和 38 年 11 月 25 日の資格喪失後は、当社に再就職しておらず、勤務していない」と回答している。

また、申立人は、A社における同僚の名前を記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間当時に勤務していたことが確認できる同僚 37 名に文書照会したところ、23 名から回答があり、全員が「申立人のことを知らない」と陳述しており、申立人の同社における勤務の期間及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。